

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和8年3月18日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	植山 太介 君	副委員長	川窪 幸治 君
委員	町田 和己 君	委員	大坪 元気 君
委員	渡邊 理慧 君	委員	渡邊 圭章 君
委員	香山 二郎 君	委員	野村 和人 君
委員	藤田 直仁 君	委員	山口 仁美 君
委員	久保 史睦 君	委員	前島 広紀 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	稲留 誠也 君	議員	塩月 大志郎 君
議員	立和田 広司 君		

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	三島 由起博 君	建設部建築技監	侍園 賢二 君
建設政策課長	丸山 省吾 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
土木課長	笛田 純一 君	建築住宅課長	末永 明弘 君
建築指導課長	溝口 幸三 君	都市計画課長	深迫 康幸 君
建築住宅課長	末永 明弘 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建設政策課主幹	中村 光秀 君	土木課主幹	臼井 健二 君
建設政策課主幹	河野 博志 君	建設施設管理課主幹	前田 裕明 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	建設施設管理課主幹	桑幡 孝志 君
建築住宅課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課主幹	福田 智和 君
建築住宅課主幹	南郷 正輝 君	建築住宅課主幹	小瀨 直人 君
建築住宅課主幹	林 謙一郎 君	建築指導課主幹	町田 信彦 君
建築指導課主幹	中澤 クミ子 君	建築指導課主幹	新鍋 周平 君
都市計画課主幹	福田 覚 君	区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君
区画整理課主幹	原田 聡 君	土木課スマートインター対策室長	叶 和美 君
建設施設管理課道路管理グループ長	若林 優 君	都市計画課都市整備グループ長	中尾 伸也 君
建設政策課用地グループサブリーダー	鶴丸 雅人 君	建設施設管理課道路管理グループサブリーダー	森 緑 君
土木課道路整備第2Gサブリーダー	園田 宣仁 君	土木課河川港湾グループサブリーダー	長野 大吾 君
都市計画課都市整備グループサブリーダー	久米村 誠 君	区画整理課業務第2グループサブリーダー	宮之前 敏 君
建築住宅課住宅グループサブリーダー	若松 樹 君	建築住宅課建築第2グループサブリーダー	有枝 隼人 君
建設政策課政策グループ主任主事	太田 広一 君		
上下水道部長	秋窪 達郎 君	上下水道総務課長	川畑 信司 君
水道工務課長	養田 健 君	下水道工務課長	八反田 竜一 君
上下水道総務課主幹	蔵原 寛久 君	上下水道総務課主幹	桐原 隆志 君
水道工務課主幹	岩元 陽一 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
水道工務課主幹	渡部 司 君	下水道工務課主幹	小瀨 健一 君
下水道工務課主幹	伊澤 由記 君	水道工務課主幹	清藤 明夫 君

下水道工務課雨水グループ長	和田 伸一 君	水道工務課工務第2Gサブリーダー	岩城 宣丈 君
水道工務課工務第1グループサブリーダー	崎山 康仁 君	下水道工務課下水グループサブリーダー	壺岐 幸一郎 君
下水道工務課下水グループサブリーダー	榎並 勝 君	上下水道総務課政策グループ主査	山下 より子 君
上下水道総務課政策グループ主任主事	前田 裕介 君	上下水道総務課政策グループ主任主事	佐々木 宏大 君
霧島総合支所副総合支所長	貴島 俊一 君	霧島総合支所市民生活課主幹	冷水 辰雄 君
霧島総合支所市民生活課主幹	入來 克浩 君	霧島市民生活課温泉G主査	荻原 政徳 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

- 議案第31号 令和8年度霧島市一般会計予算について
- 議案第32号 令和8年度霧島市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 令和8年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第34号 令和8年度霧島市介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 令和8年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
- 議案第36号 令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算について
- 議案第37号 令和8年度霧島市水道事業会計予算について
- 議案第38号 令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について
- 議案第39号 令和8年度霧島市下水道事業会計予算について
- 議案第40号 令和8年度霧島市病院事業会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（植山太介君）

予算常任委員会を開会します。本日は去る2月24日の本会議で付託されました補正予算関係議案10件の審査を行います。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。なお、物品調達・役務に関する入札における予定価格は原則公表しておりませんので当該事項に係る質疑及び答弁にはご注意ください。

○委員長（植山太介君）

林務水産課川原主幹より発言の申出がございましたのでこれを許可します。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

昨日、山口委員から御質問ありました、森林環境譲与税の使途について、概算でございますが、令和7年度末時点の活用率についてお答えします。令和7年度当初予算におきましては、森林環境譲与税を各種事業に1億2,000万円充当しており、今年度の見込額、執行額は、現在のところ約7,700万円となっております。また、令和元年度から今年度までの累計の活用額は4億1,654万円に対しまして、累計の譲与額の歳入額6億2,118万8,000円となりますので、令和7年度末時点の活用率は約67%になります。

#### △ 議案第36号 令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

それではまず、議案第36号、令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第36号令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算についてご説明いたします。霧島市温泉供給

特別会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,479万8,000円で前年度と比較して3,099万8,000円の増額となっています。本予算は、観光の振興及び住民福祉の向上などを目的として、霧島地区259戸、牧園地区19戸に対し、それぞれ給湯するための経費です。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長（貴島俊一君）

予算説明資料2ページ、予算に関する説明書は20、21ページになります。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費本費目は、職員の人件費及び使用料収納事務等や温泉供給事業の一般管理に係る経費で一般管理費の総額は2,987万6,000円です。主なものは、委託料269万1,000円で温泉使用料収納管理システム保守委託などです。特定財源は、その他財源として加入金60万円や基金利子45万2,000円など、総額117万2,000円を充当しています。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）2温泉施設費本費目は、温泉施設の維持管理に係る経費で、温泉施設費の総額は7,711万2,000円です。主なものは光熱水費963万9,000円や修繕料2,192万円などの需用費3,175万5,000円のほか湯之野泉源地3号蒸気井改修の工事請負費3,300万円です。特定財源は地方債として公営企業債3,300万円、災害復旧事業債1,130万円、その他財源として温泉供給事業基金繰入金461万7,000円と分湯装置工事分担金50万円を充当しています。次に予算に関する説明書22ページになります。（款）2公債費（項）1公債費（目）1元金2利子本費目は、市債の元金償還500万円と元金償還に係る利子81万円です。次に予算に関する説明書23ページになります。（款）3予備費（項）1予備費（目）1予備費予備費の200万円は予算外の支出、または予算超過の支出に対応するために計上しています。以上で説明を終わります。

○委員長（植山太介君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（久保史睦君）

予算の説明資料2ページ、これもちょっと2点ほど、全体的な部分からお伺いをさせていただきたいと思います。まず、令和8年度末の基金残高の見込みと、それと現在の使用料という部分について、今後、持続可能的に運営していくという部分を考えてときに、この維持管理をしていく上でのコストに見合っている金額設定になっているのかどうか、そこら辺を踏まえて予算計上ができているのかどうかという部分を、認識をお聴かせください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

基金残高の説明をします。現在の基金残高は3月末で1億5,958万4,742円となっております。5月末の見込みが1億6,317万742円となっております。あと、料金のことなんですけど、今のところ、歳入と歳出を比べたときに、歳入プラスになっているので、今の料金体系で持続していくことは可能かとは思っております。

○委員（久保史睦君）

すみません、続けさせていただきます。同じく2ページになります。温泉施設事業の中で、内容積算等のところで修繕料、ここで、3,175万5,000円。ここについての御説明を頂けますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

光熱水費963万9,000円や修繕料2,192万円、トータル3,175万5,000円になっております。

○委員（久保史睦君）

修繕の具体的な内容をちょっと教えていただいていた方がいいですか。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

修繕料の内訳について説明いたします。温泉給湯施設、ポンプ等の例年必要になる修繕料とあと、本管の漏湯事故等の修繕料が約1,342万円、それと令和7年度、今年度、新燃岳の影響で、噴火の

影響で土砂災害により被災した管路の復旧をする工事費について、850万円程度を計上しております。

○委員（久保史睦君）

それでは続けさせていただきたいと思います。予算書の9ページ、ここに、温泉使用料滞納繰越分があります。この部分について、この滞納繰越分の内容について教えていただけますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

料金の滞納の金額ですが、営業が5件、694万6,360円と、家庭用が4件、160万1,590円、計の9件で854万7,950円となっております。

○委員（久保史睦君）

この部分で併せて教えてください。この不納欠損額というのがありますか。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

不納欠損額はありません。

○委員（香山二郎君）

説明書2ページの温泉施設事業に関してお尋ねします。その内容のところの工事請負費が3,300万円ということで、ここの項目が一番増えているように感じます。この湯之尾の泉源地3号蒸気井改修工事の状況を説明いただけないでしょうか。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

工事請負費の説明を致します。霧島市の温泉供給事業は、蒸気と水を混合して温泉造成を行っております。メインである泉源地の蒸気の井戸が、年々、弱くなってきておりまして、そのさらえぼり、浚渫ですね、上記の井戸の中のスケール等の掃除をする工事に3,300万円を計上しております。

○委員（香山二郎君）

それは予定していた工事という理解でよろしいでしょうか。それとも何か突発的なトラブルで、工事をせざるを得なくなったのか。そこはちょっと状況をお知らせいただけないでしょうか。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（荻原政徳君）

この蒸気井の井戸の浚渫、替え掘り等につきましましては、毎年様子を見ながら、10年15年置きに替え掘り、浚渫等を行っておりましたが、ここ二、三年、徐々に弱くなってきており、ちょっと蒸気の造成に支障がなくならないように、今年度、令和8年度で浚渫工事を行うものです。

○委員長（植山太介君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

よろしいですか。ただいま、委員外委員より発言の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではこれを許可します。

○委員外議員（塩月大志郎君）

1点お聴かせください。一般管理事業費についてですが、今年度、霧島地区で259戸、昨年度が265戸で、4戸増えておりますが[下に訂正発言あり]、一般管理事業が400万円ほど、予算計上が減っておりますが、その要因主な要因を教えてください。

○委員長（植山太介君）

すぐ分かりそうですか。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時16分」

「再開 午前 9時16分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員外議員（塩月大志郎君）

先ほどの発言を訂正いたします。改めてすみません、昨年度は霧島地区が265戸、今年度が霧島地区259戸、6戸減っておりますが、その中で一般管理事業費が400万円ほど減っております。その主な要因を教えてください。

○霧島総合支所市民生活課主幹（冷水辰雄君）

公課費、消費税が例年、昨年は400万円ほどあったんですが、今年は昨年の修繕工事等の増加により、消費税をゼロと見込んでおります。その分が減っていると思います。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第36号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時18分」

「再開 午前 9時20分」

#### △ 議案第31号 令和8年度霧島市一般会計予算について

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第31号、令和8年度霧島市一般会計予算について、建設部のうち、建設政策課、建設施設管理課、土木課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第31号令和8年度霧島市一般会計予算について、ご説明いたします。予算書3ページから8ページになります。令和8年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ682億8,000万円で、歳出予算額のうち土木費は42億3,143万円を計上しており、前年度と比較して3億2,586万9,000円、率にして約7.1%の減額となっております。この減額の主な要因としましては、都市計画費の都市再生整備計画事業と公園改修事業、道路橋梁費の道路新設改良事業などによるものです。なお、各予算の内訳としましては、土木管理費で4億3,327万1,000円、道路橋梁費で15億1,612万9,000円、河川費で1億9,017万9,000円、港湾費で253万4,000円、都市計画費で12億9,272万5,000円、住宅費で7億9,659万2,000円をそれぞれ計上しています。その他の建設部関係では、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、1億4,400万円を、諸支出金の公営企業費で、6億1,286万5,000円をそれぞれ計上しています。このほか、予算書9ページ、第2表で繰越明許費及び予算書11ページ、第4表で各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課に関する令和8年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料3ページ、予算に関する説明書は143、144ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費 土木総務費4億1,873万2,000円のうち、建設政策課分の主な事業は、未登記整備事業の789万7,000円で、会計年度任用職員の報酬等のほか、未登記の解消を図るための登記手続きに必要な現地測量・地積測量図作成などの業務委託に係る経費です。次に予算説明資料3ページ、

予算に関する説明書は 147、148 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 2 道路新設改良費 道路新設改良費 2 億 7,350 万 7,000 円のうち、建設政策課分は県営道路整備負担金事業の 2,500 万円で、現在、県が整備を進めている県道紫尾田牧園線など 4 路線の道路改良事業に係る負担金です。特定財源について、地方債 2,500 万円は、緊急防災・減災事業債です。

○建設施設管理課長 (安田善郎君)

建設施設管理課に関する令和 8 年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料 4 ページ、予算に関する説明書は 143、144 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 1 土木総務費 土木総務費のうち建設施設管理課分は市道・橋梁台帳整備事業の 942 万 6,000 円で、道路台帳補正業務や道路台帳システム及び橋梁管理システムに係る経費です。次に、予算説明資料 4～6 ページ、予算に関する説明書は 146、147 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 1 道路橋梁維持費 地方改善施設整備事業の 1,020 万円は、隼人地区の真孝西～山王上線の生活環境の安定向上を図るための道路及び排水路等の整備に係る経費です。道路維持改良事業の 2,930 万円は、生活道路及び排水路等の整備を行い、住民の生活環境の改善を図るための経費です。委託料 530 万円は、市内一円の隅切り・未登記・流末水路の測量設計等に係る経費です。工事請負費 2,100 万円は、国分地区の広瀬 11 号線、牧園地区の牧園～霧島線、福山地区の土地改良区 19 号線の維持改良を行う経費です。公有財産購入費 100 万円及び補償補填及び賠償金 200 万円は、市内一円の隅切り・未登記・流末水路の取得等に係る経費です。道路維持管理事業の 3 億 3,707 万 1,000 円は、市道の維持管理に要する経費であり、令和 7 年 4 月 1 日現在の市道路線数は 2,508 路線、総延長約 1,622km です。給料 900 万 8,000 円及び職員手当等 397 万 5,000 円は、道路維持作業員 4 人分に係る経費です。需用費 2 億 320 万 4,000 円は、道路や側溝等の修繕料、凍結防止用の融雪剤の購入費などの維持管理に係る経費です。委託料 1 億 1,000 万円は、市道の点検パトロール・道路維持補修作業等における年間管理を霧島市シルバー人材センターへ委託する経費、国分、溝辺、隼人、福山地区の街路樹の剪定・薬剤散布・植込地伐根除草等を行う経費、市道草払い委託を年に 1～3 回実施するための経費及び通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採に係る経費です。使用料及び賃借料 188 万 4,000 円は、道路補修等に係る機械借上げ料です。原材料費 900 万円は、道路補修用合材等の購入費です。「橋梁長寿命化修繕事業」の 2 億 6 百万円は、橋梁の補修及び予防的管理による長寿命化を図るための経費です。修繕料 600 万円は、市内一円の橋梁補修に係る経費です。委託料 1 億 1,500 万円は、国分地区の黒塚橋の橋梁長寿命化修繕計画に基く集約撤去に係る詳細設計業務と、市内一円の橋梁定期点検業務に係る経費です。工事請負費 8,200 万円は、溝辺地区川原橋ほか市内 3 橋の工事に係る経費です。公有財産購入費 300 万円は、道路改良の用地取得に係る経費です。道路アダプト制度事業の 346 万円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動支援金等であり、継続の 87 団体分です。道路施設防災安全対策事業の工事請負費 1 億 2,500 万円は、国分地区の岩戸～新町線、福島～府中線、隼人地区の姫城中央線、木之房～上野線、松永中央線、牧園地区の牧園～霧島線の舗装修繕と、隼人地区の木之房～上野線の法面对策に係る経費です。トンネル長寿命化修繕事業の工事請負費 8,000 万円は、溝辺地区の空港隧道トンネル修繕に係る経費です。特定財源について、国庫支出金 1 億 7,160 万円の内訳は、地方改善施設整備事業費 510 万円、道路メンテナンス事業費 1 億 5,400 万円、社会資本整備総合交付金 1,250 万円です。地方債 9,000 万円は、公共施設等適正管理推進事業債です。その他財源 1 億 4,311 万 1,000 円の内訳は、特定建設事業基金 1 億 3,950 万円、ふるさとさきばいやんせ基金 340 万円、手数料等 21 万 1,000 円です。次に、予算説明資料 7、8 ページ、予算に関する説明書は 154、155 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 4 公園費 公園管理事務事業の 2,696 万 1,000 円は、県から管理委託を受けている天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の維持管理に係る経費です。都市公園管理事業の 5,302 万 5,000 円は、国分地区 19 都市公園と隼人地区

等 38 都市公園の維持管理・運営に要する指定管理料に係る経費です。城山公園管理事業の 2,665 万 1,000 円は、城山公園の維持管理・運営に要する指定管理料に係る経費です。丸岡公園管理事業の 1,649 万 6,000 円は、丸岡公園の維持管理・運営に要する指定管理料に係る経費です。公園改修事業の 4,160 万円は、公園利用者の安全性の確保や利用促進、丸岡公園の魅力向上を図るために実施する公園施設改修に係る経費です。修繕料 200 万円は、都市公園の遊具修繕等に係る経費です。委託料 100 万円は、丸岡公園の駐車場排水路設計業務委託に係る経費です。工事請負費 3,860 万円は、丸岡公園の駐車場整備工事に係る経費です。特定財源について、国県支出金 2,520 万円の内訳は、社会資本整備総合交付金 1,980 万円、河川公園管理業務費 540 万円です。地方債 1,980 万円は、過疎対策事業債です。その他財源 49 万 2,000 円は、公園使用料です。次に、予算説明資料 9 ページ、予算に関する説明書は 194 ページになります。(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費 土木施設災害復旧費 1 億 4,100 万円のうち、建設施設管理課分は、現年補助道路施設災害復旧事業の 2,015 万円、現年単独道路施設災害復旧事業の 9,485 万円で、道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源について、国庫支出金 1,454 万円のうち建設施設管理課分は 1,000 万 5,000 円で、現年補助土木災害復旧費です。地方債 6,840 万円は、公共土木施設災害復旧事業債です。次に、予算書 9 ページ第 2 表繰越明許費になります。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 1 道路橋梁維持費 道路橋梁維持事業の 1 億 6,500 万円は、橋梁長寿命化修繕事業の黒塚橋ほか 2 橋及びトンネル長寿命化修繕事業の空港隧道トンネルの工事請負費等で、河川管理者などとの協議調整に日数を要する見込みであり、標準工期の確保が困難なため、繰越ししようとするものです。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 4 公園費 公園整備事業の 3,860 万円は、公園改修事業の丸岡公園駐車場整備工事の工事請負費で、駐車場排水工事が完成してからの工事発注となり、標準工期の確保が困難なため、繰越ししようとするものです。

○土木課長(笛田純一君)

土木課に関する令和 8 年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料 10、11 ページ、予算に関する説明書は 147、148 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 2 道路新設改良費 道路新設改良費の 2 億 7,350 万 7,000 円のうち、土木課分の主な事業として、道路新設改良事業の 3,950 万円は、委託料が、測量設計業務委託等に係る経費で、公有財産購入費、補償補填及び賠償金は、国分地区の河畑～馴松線に係る経費として計上しています。辺地対策道路整備事業の 1 億円は、委託料が、国分地区の木原～年之神線に係る経費で、工事請負費が、国分地区の上之段～塚脇線、霧島地区の泉水～市後柄線に係る経費です。また、公有財産購入費は、国分地区の木原～年之神線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の上之段～塚脇線外 1 路線、霧島地区の泉水～市後柄線に係る経費として計上しています。過疎対策事業の 1 億円は、委託料が、横川地区の今村～黒葛原線の経費で、工事請負費が、横川地区の城山 2 号線、霧島地区の遠見松～泉水線他 1 線、福山地区の福地線に係る経費です。また、補償補填及び賠償金は、横川地区の城山 2 号線、霧島地区の遠見松～泉水線他 1 線に係る経費として計上しています。特定財源について、国県支出金 1,575 万円は、社会資本整備総合交付金です。地方債 2 億 3,910 万円のうち土木課分は 2 億 1,410 万円で、内訳は、辺地対策事業債 1 億円、過疎対策事業債 1 億円、道路整備事業債 1,410 万円です。その他財源 460 万円は、特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料 11 ページ、予算に関する説明書は 148、149 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 3 幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業費の 4 億 3,636 万 6,000 円のうち、人件費を除く幹線市道整備事業の 3 億 7,100 万円は、使用料及び賃借料が、国分地区の(仮称)霧島スマートインターチェンジの経費で、工事請負費は、国分地区の検校橋～下川内線外 3 路線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費です。また、公有財産購入費は、国分地区の検校橋～下川内線外 1 路線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費として、負担金補助及び交付金は、国分地区の(仮称)霧島スマー

トインターチェンジに係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の下井19号線外2路線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費としてそれぞれ計上しています。特定財源について、国県支出金1億7,555万円の内訳は、道路交通安全施設等整備事業費7,425万円、ICアクセス道路事業費9,130万円、社会資本整備総合交付金1,000万円です。地方債1億640万円は道路整備事業債です。その他財源5,760万円は、特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料12、13ページ、予算に関する説明書は150ページになります。(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費 河川管理費の1億9,017万9,000円のうち、県施行河川関係負担金事業の3,953万円は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、県が事業主体となって行う県単砂防施設整備事業や急傾斜地崩壊対策事業の負担金です。水門維持管理事業の218万9,000円は、二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。河川等維持管理事業の1,000万3,000円は、市で管理する河川の災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。県単急傾斜地崩壊対策事業の3,700万円は、急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、市が事業主体になり、急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので、委託料が、横川町の奈良松地区の経費で、工事請負費は、溝辺町の論地地区、牧園町の湯ノ窪地区の経費です。総合治水対策事業の1億145万7,000円は、需要費と役務費が国分姫城地区の府中第2樋門に係る経費で、委託料が野口西地区の排水路整備測量設計、国分・隼人地区の排水路側溝浚渫、府中第2樋門保守点検業務の経費で、工事請負費は国分姫城地区の調整池整備、野口西地区の排水路整備、隼人町野久美田地区の下川の浚渫の経費です。特定財源について、国県支出金2,030万4,000円の内訳は、水門管理業務費180万4,000円、県単急傾斜地崩壊対策事業費1,850万円です。地方債1億1,220万円の内訳は、緊急自然災害防止対策事業債1億420万円、緊急浚渫推進事業債800万円です。その他財源3,950万円は、特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料14ページ、予算に関する説明書は151ページになります。(款)8土木費(項)4港湾費(目)1港湾管理費 港湾管理費の253万4,000円のうち県施行港湾関係負担金事業の80万円は、県が事業主体となって行う隼人港の照明灯設置と福山港外郭施設の整備で、津波・高潮による浸水被害を防止する為の防潮工整備に伴う負担金です。港湾施設維持管理事業の171万4,000円は、福山海浜緑地広場及びトイレ等の維持管理や県から委託を受けた隼人港の防潮扉及び国分敷根海岸、福山海岸に設置されている陸閘の管理を行うための経費です。特定財源について、国県支出金14万5,000円は、水門管理業務費です。その他財源80万円は、特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料14、15ページ、予算に関する説明書は194ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費 土木施設災害復旧費1億4,100万円のうち、土木課分は現年補助河川施設災害復旧事業の995万円、現年単独河川施設災害復旧事業1,605万円で、災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源について、国県支出金453万5,000円は、現年補助土木災害復旧費です。地方債1,890万円は、公共土木施設災害復旧事業債です。次に、予算説明資料15ページ、予算に関する説明書は198ページになります。(款)13諸支出金(項)1公営企業費(目)4下水道事業費 下水道事業費の下水道事業費負担金事業6億1,286万5,000円は、霧島市下水道事業への運営補助です。次に、予算書9ページ第2表繰越明許費についてご説明いたします。(款)8土木費(項)2道路橋梁費 道路新設改良事業の6,500万円は辺地対策道路整備事業の泉水～市後柄線の道路整備に係る費用で、県による辺地対策事業債の金額に係る調整後の工事発注となり標準工期の確保が困難であるため、繰越しようとするものです。(款)8土木費(項)2道路橋梁費 幹線市道整備事業の3億2,390万円は検校橋～下川内線外3路線の道路整備に係る費用で、補償物件の移転に期間を要することや農繁期を避けての工事発注となり標準工期の確保が困難であるため、繰越しようとするものです。(款)8土木費(項)3河川費 河川管理費の4,870万円は国分姫城地区の排水路整備に係る費用で、先行する令和7年度予算の工事が完了した後の発

注となり、標準工期の確保が困難であるため、繰越しようとするものです。

○委員長（植山太介君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

建設政策課のほうにお尋ねをいたします。説明資料の3ページ、口述では2ページになります。未登記整備事業789万7,000円についてでございます。委託料500万円の内訳として土地の調査14件と、あと事前調査10件というふうに示されていたかと思えますけれども、この件数の設定をされるときにどのようにされているのかということと、優先順位等のつけ方等がもしあればお示してください。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今、質問いただきました委託料につきましては、今年度、土地調査が14件、事前調査10件ということでやっているんですが、例年、実績でいきますと、一筆当たり30万円から40万円掛かっております。益々、年々、政策課としては、年当たり20件をめどにやっていたんですけども、やはりどうしても相続が多くなりまして、実績としてなかなか進まない状況でございまして、今年のほうは土地調査14件、事前調査のほうは10件ということで、500万円に対しての、大体30万円、40万円のほうで割り振っております。優先順位といいますか、今残りが287筆ぐらい残っているんですけども、その中で、まだ存命の方とか、そういうのをしながら言い方悪いんですけど、可能性があるところから手をつけていっているところでございます。

○委員（久保史睦君）

関連で、今のお聴かせ頂きたいのですが、確認したいんですけど、この未登記整備事業というのは、そもそも市に対する所有権移転の登記が完了していないところが、今、二百幾つあると聞いたんですけども、もう1回、残っている件数と、なぜそんなにあるのか、一番最長のもので、何年ぐらい放置というのか、そのままにされているのか、そこを御答弁いただけますか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

元々が合併前に、1市6町が一緒になったときに、ある程度未登記の調査を致しまして、そのときに出てきたのが、元々が全体で797筆ございました。それを毎年20筆をめどに進めていきまして、現在287筆残っているところでございます。元々は、この未登記というのが、当時、平成の初めの頃が、寄附採納とかいうことで、農道整備でよく道路を先に整備してございまして、それが所管替えになって、市道になった部分とかいうのがございまして、今この未登記が残っているところでございます。

○委員（久保史睦君）

ちょっと想定外だったんですけど、これは、これまず、早急にそれを優先的にやるべき事業なのではないかなと思うんですけども、部長、ここはなぜこれ優先的に予算編成して進めることができないのか。というのは、いろんな道路を今から造ったりするので、インフラ整備に対していろんなところで影響が出てくると、着工の遅れとか、そういう部分が出てくる可能性はあると思うんですけど、部長、その辺どのように考えてらっしゃるんですか。

○建設部長（三島由起博君）

今回のこの未登記整備事業で該当する土地というのが、既存の市道、もともと農道であったり、そういった部分を市道認定したものの中に含まれているものでございます。建設部が所管する部分は市道に関する部分ということで、これから新設するものとはまた異なっておりまして、既存道路に対してのそういう登記がなされていない、所有権移転がなされていない部分について、この事業を行っているというところでございます。確かに委員おっしゃるように、未登記については、早期に処理をしたいというふうに考えているところなんですけれども、なかなか相続の人数が多くて、対象

者が多いものですから、その部分についての説明であったり、調査にかなりの時間を要しております。ですので、今だんだん可能な部分については、手続をしながら進めてまいりましたけれども、残ってきているその件数については、やはりかなり件数が、相続人が多い筆であったり、そういった部分に取組を行っておりますので、そこについても、いろいろな調査を行いながら、所有者の相続人の方々の協力を頂きながら、今後も、未登記の処理に対して努めていきたいというふうを考えております。

○委員（久保史睦君）

これ以上言ってしまうと一般質問になってしまうので、もうちょっと申し上げませんが、確認だけさせてください。今回の予算で20件ぐらいずつ解消しているということなんですけど、現状、インフラ整備に関しては影響はないというふうな感じで私はまず認識してよろしいのかという部分を最後に確認だけさせてください。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今残っている未登記というのも既に道路敷になっておりまして、市道として認定している部分ですので、今から道路を整備していく上では問題はないと認識しております。昨年の令和6年4月から相続登記が義務化になりまして、相続人で不動産の所有権をした相続人は、3年以内に登記をしなければならぬということが義務づけられたことから、我々としましても、その辺の動きがあつて、どういふふうに移していくのか注視しているところでございます。先ほど委員からもありましたように、やはり推進を図るべきではないかということで、私ども政策課のほうも総務課のほうと相談をしながら、今のこの体制で、職員3名、登記嘱託専門員が1名でいるんですけれども、通常の建設部の用地交渉なんかも兼ねておりますので、なかなか時間的にぎりぎりなものですから、その辺のほうも相談をさせていただいているところでございます。

○委員（野村和人君）

関連で同じく、未登記整備事業について確認だけさせてください。合併前からの懸案事項であったということのお話もありました。地域ごとの箇所数って御提示頂けますか。

○建設政策課長（丸山省吾君）

今現在残っているのが、国分地区で33筆、溝辺地区で47筆、横川地区で22筆、牧園地区で101筆、霧島地区で11筆、隼人地区で74筆、福山地区で1筆でございます。

○委員（山口仁美君）

3ページの県営道路整備負担金事業についてお伺いを致します。4路線に負担金を計上されておりますけれども、それぞれの整備の現状と、完成見込み年度が出せればお願いします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

県道整備は、一般県道志比田牧園線、崎森隼人線、大川原小村線、北永野田小浜線ということで、整備しているんですけれども、2月末現在なんですけど、志比田牧園線が60%、崎森隼人線が50%、大川原小村線が57%、北永野田小浜線が18%と聴いております。完成年度につきましては、これは国も県も一緒なんですけど、どうしても我々が聴いても示していただけないものですから、未定でございます。

○委員（山口仁美君）

あと、財源についても確認をさせていただきたいんですけれども、今回、緊急防災減災事業債ということで、全額地方債を利用の予定なのかなと思いますけれども、交付税の措置率と市の実質負担がどのぐらいになりそうかというのが、お分かりになればお願いします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

すみません、現在、知り得ておりませんので、また後ほど回答したいと思います [26ページに答弁あり]。

○委員（香山二郎君）

建設施設管理課のほうにお尋ねを致します。説明資料5ページの道路維持管理事業に関してなんですけれども、2,508路線あるということでしたが、補修を定期的にされていると思いますが、市として、優先順位っていうんですかね、どういう考え方で補修を進めているのかということをお聴かせ願えないでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

市としましては、もちろん市道が数多くありますけど、地区的に、全体的にはもう主な優先順位、特にやはり通られる通行車両が多いところ、それと、やはり通学路とかになっているところは、主に優先度を上げてパトロールとかも行っております。ただ、市道全体のもう全ての市道ありますけど、やはり山のほう、山というか上場地区の市道等についても、もちろん、定期的にローテーションの中では全部回らないといけませんので、なかなか上の人が通らない、少ないところについてはちょっと少ないとかありますけど、なるべくもう全域が回るようには、シルバーのパトロールも職員のパトロールも行っております。優先としましては、先ほど言いましたように、まず、通行車両が多いところ、それと幹線市道等、それと通学路等を優先にしております。

○委員（香山二郎君）

何か明確な頻度とかそういうのは決まっているということではなくて、もう、見回りをしてということになるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

例えば、一級市道をどうこうとか、幅員がどうこう、そこでは区別をしておりません。やはり、通常の交通量が多い、この長年のやはり経験、建設施設管理課がずっとやってきた道路維持の中での、やはりここが大事だ。それと、交通量が多いとか、頻繁に使われる道路というのを主にしております。

○委員（香山二郎君）

路線も多くて大変で、ちょっとやり続けられないいけない非常に大変な事業かなというふうには思うんですけれども、市民の方から、非常に頻繁に要望も私としても聴きますので、ぜひお願いしたいと思います。

○委員（山口仁美君）

関連で、同じ事業についてお伺いをします。修繕料として2億円の計上がございます。都度、修繕をされているということであると思うんですけれども、令和6年、7年あたりでのこの修繕の要望の件数というのを把握をされていれば、最近の推移等を教えてください。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

予算の関係ですけれども、令和6年度で、修繕料で7地区で約2億100万円ほど予算を出しております。6年度ではないんですけど、令和5年度でまちづくり関係のほうで約620件、通常要望で約2,200件、約3,000件ほどの道路に関する要望があっております。

○委員（山口仁美君）

すいません、ちょっとうまくかみ合わなかったような気もするんですけど、一応2億円計上されているので、この中で対応をどの程度できたのかなというところで、2億円ちょっと使い切るぐらいの感じでされているのか、もしくは、2億円十分賄えるような形で予算計上されているのか、その予算の充足率をちょっと知りたいので、この道路の修繕料というの2億円計上されているので、この修繕料に関する予算の執行というのはどの程度でしょうかという御質問でございます。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

令和6年度で約2億100万円の実績と令和5年度、約2億800万円ということでおおむね2億円程度で推移してるというような状況でございます。

○委員（山口仁美君）

修繕の要望に対してはほぼ対応ができたということなのか、予算が2億100万程度いった時点で、あとはもう翌年度繰越しとかそういうふうになっているのか、予算の金額、2億円というのが妥当なのかというのをちょっと知りたいんですけれども。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今答弁ありましたように、2億円ぐらい予算の範囲で行っておりますが、実際のところ、やはり当初のところではやはり重要なところを全部行いまして、後半になってきて、3月でまたここも急に穴がとか、そういう出てきます。そういう時はやはりちょっと待っていただいて、次年度以降で行ってとかありますので、やはりこれが全て足りるということはもちろんありませんので、毎年そのところは、中のほうで工夫をしながら、次の年送ったり、ここはちょっと待てるからというところで行っております。

○委員（久保史睦君）

今のところの関連でお伺いしたいんですけれども、霧島市でまちづくり計画書という、言わば道路の補修改善等にかかなりのウエイトを占めた要望が上がってきてるというふうに認識してるんですけれども、先ほどの御答弁の中で、おおよそまちづくり計画で620件ほど上がってきてると。ここを改修改善する目的で予算措置が組まれているのかなと思ったら、ほかの部分も合わせて全部で3,000件ぐらい要望があるというふうになっておりました。まちづくり計画は、通常、地域の自治会長さん方が地域の方たちの声を取り集めて要望していくものなので、それなりに重要性があると思うんですけれども、今回のこの予算措置の考え方の部分について、令和8年度でまちづくりで上がってきている要望の何%ぐらいが解消される予定なんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まちづくりが8年度の要望の中に、もちろんまちづくり計画というのを上がってきます。その中で優先度の高いところを主に地区ごとにやはりやっていきます。これによって、全て何%できるとはちょっと今のところはまだ把握はできておりおりません。件数によりまして上位のところから行っていきたいと思っております。

○委員（久保史睦君）

これ自治会長会等でも多分いろんな声が上がってきてるんですけども、本来のまちづくり計画の趣旨と、また要望的な部分と考え方に分化すると思うんですけれども、今まで考えれば、これ予算積算をするときに、そこは優先的にやはり考えて、比率は出しておくべきではないかと思うんですけれども、それでないと、自治会長さん方がまちづくり計画でこの補修改善の要望を出してもなかなか改善されないというのは、例年積み重なってきている議論になっているわけです。それ考えれば、そのパーセンテージの分析まで出して、この場で御答弁いただくというのは、ある意味執行側の責務だと思うんですけどもその辺はどのようにお考えですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

すいません、ちょっと8年度の部分では、予定としましてですけど、まちづくりで出てきてる分を、大体64%ぐらいは行いたいという計画であります。

○委員（野村和人君）

同じく、この道路維持管理事業の中の道路維持作業員について、この方々は、会計年度任用職員でしたか。確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

会計年度任用職員です。

○委員（野村和人君）

となれば、この方々も、時間が削減されていくのかなというふうに想像いたします。こういう作

業って、やはりその場に重機を持っていったりした段取りがすごく大事なんですよね。その場を途中途中で切り上げるって簡単にできるようなものではなくて、その場その場で仕上げていくというような形をとっていったり、段取りが重要性を感じてます。改めて削減していくというよりは、正職員にしていくとか、そういった議論についてはなかったのか確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、作業員の方というのは今4名います。それぞれが今まで、今回の45分やはり短くなることになります。今おっしゃいましたようにこちらから重機を持って現場のほうに行って作業しますので、実質的にやはり45分が短くなるのはなります。そのところは、もちろん作業員のほうにも、今回こうなるときで御説明を、面接しまして、御説明をしました。その中で、やはり切り上げてくる時間が短くなって、作業がちょっと短くなる、なりますと、もちろん勤務形態があります。それはもちろん了承はされております。ただ、おっしゃいますように、作業場が少なくなるのではないかと、できないところが多くなるのではないかとすることはちょっと懸念しております。その中でうちの作業班というの、国分、隼人、溝辺全部地区を交代で回っておりますので、その中で工夫をしながら、担当の者がこの作業状況の工夫をして、なるべく効率的にできるような体制で行っていきたいと思います。その中でも、どうしても足りなくなるようなところはシルバーのもちろん作業を増やしたりとか、内容、もちろん今のところは工夫して、いきなりそこをちょっと勤務的なものを変えるってことはちょっと検討しておりません。

○委員（野村和人君）

現実的に同じ予算で作業量が減るという事実になるだろうということによろしかったですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

45分分は減ることになります。

○委員（山口仁美君）

口述の五、六ページ、橋梁長寿命化修繕事業ですね、4ページにもありますね。国分地区の黒塚橋の橋梁長寿命化修繕計画に基づく、集約、撤去に関わる詳細設計業務ということで、予算に入っております、これ繰越明許費にも入っていたかと思うんですけども、この集約撤去というのはどのようなことなのかという詳細をまず教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

橋梁長寿命化事業という、まず実態で5年に1回は点検をしておきます。その中で、やはり修繕、現在の状況を把握しまして修繕が必要なもの、やはり緊急にしないといけないものを決めてやっていますが、このたび、黒塚橋、国分の上井地区にありますけど、その橋を点検をしたときに、やはり3年点検をしたときに、そのときに、ちょっと下のほうに傾いてるということが分かりまして、少し橋脚がですね。それで、上部のところもやはり傾いておりまして、前のときはまだ大丈夫だったんですけど、これはちょっとどうにか対応しないといけないということで、調査を行ってきました。調査を行いまして、やはりこうなったときに、橋梁もちろん修繕をする、架け替えとかいう方法ありますけど、やはり、膨大な費用がかかります。その中で、国の橋梁長寿命化の中で、橋が近くに迂回路のあるところ、そういうところにつきましては、集約撤去という方法もあるということで、それでちょっと調べて進めておりました。黒塚橋のすぐ下流側に井出ノ神橋といまして、まだ新しい橋があります。通常地区の方々はそのちらを通られたりして、頻度も少なくなっておりますので、今回、集約、黒塚橋も架け替えよりはもちろん、もちろん、廃止という形にして、そのためには、集約撤去の橋梁長寿命化事業の中で、そこに行く道路というのが改良ができるとありますので、そのちらのほうを計画いたしまして、地元のほうにも説明いたしました。地元の方々にもやはりちょっと今後はもうこの橋は狭いですし、通るのも危なくなってきました。そうなった場合にこちらの横のほうの道路そこに行く道路幅員を広げて通れるようにしてこういう形で進めてますけど、

ということで先日もちょっと説明をいたしました。地区としては同意はとれておりまして、そう進めていただきたいということになりましたので、今回、委託、8年度で一応道路のほう広げる工事をしまして、その次に、橋梁の撤去という形で、そちらが通れるようになってからですね、そういう形進めておきまして、また地元の方々とも連携をとりながら、不便のないようにして進めていきたいと思えます。

○委員（山口仁美君）

地域の方々の合意もとれていて、生活にも支障がないようであれば進めていただきたいと思うんですけども、1点だけちょっと確認をしたいのがこの黒塚橋というのがどこなのか私ちょっとよく分からないんですけども、この橋が、例えば、もう一つの井出ノ神橋に1本、下の橋が使えるようになったという御説明を受けたんですけども、この井出ノ神橋以外にも何か孤立しないような何かルートというのはあるんでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今現在、今お話ありましたように黒塚橋という橋がありまして、そこのところを通られる方がというのが1自治会があります。その方々がもう100m下に行ったら、井出ノ神橋のほうから通れるのと、またちょっと下流に行きますと、もう一つ向川原橋という橋が、検校川にかかっておりますので、そこまで不便をされるということはないと思えます。

○委員（山口仁美君）

この繰越明許費のところについても、この黒塚橋も対象になっているかと思うので、この背景を御説明いただけますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

黒塚橋につきましては、やはり地元との協議、それと地元の方々にももちろん説明をしないといけない、納得をしていただかないと。それと、河川沿いに道路をつくりますので、県の検校川沿い県のほうとの協議にやはりちょっと時間がかかりまして、その上で、先日ちょっと説明会をしましたので、それちょっと、工期的に遅くなったところありますので、それとまた、やはり取水時期とかそういうところを考えると、やはりちょっと繰越しということになりました。

○委員（山口仁美君）

標準交付金の確保は後ろにずれ込んだというような理解をちょっとしましたけれども、大体どのぐらいの時期にこの工事は完了する予定でしょうか。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど課長からもありましたように黒塚橋の今回、撤去のための委託を含んでおりまして、それに伴いまして、かわりの代替の道路改良ということで計画しております。この改良事業費が8年度の予算に組み込まれておりまして、堤防兼用道路になっております。堤防の下にある田んぼについては、今から用地取得に入っていくこととなります。その説明の中で今年度まで一応、作付けは可能ということで説明してまいる予定にしておりますので、耕作が終わった後の工事発注となりますので、その分ちょっと時間がずれることも含まれております。

○委員長（植山太介君）

よろしいですか。外にございますか。

○委員（野村和人君）

建設施設管理課のほうの道路アダプト制度についてお聞かせください。昨年88団体から、今年度87団体になったようでございます。改めまして地域の方々が、ほぼボランティアの感覚でいろいろ作業していただいていると思っています。それぞれの公民館だったりとか建設業だったりとかいろんな団体が入っているかと思えます。その団体の種別ごとで、それぞれの、何キロ程度を管理していただいているのかとか、そういう集計をとっていらっしゃったら教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

87 団体ありますけどその中の 16 が企業さんです。そして、自治会が 29 団体、あと自治公民館が 6 で、あとですね、地区の有志団体とかが、32 団体、企業の有志団体が 2 団体の合計 87 団体です。それぞれのキロ数についてはちょっと今ちょっと把握しておりません。

○委員（野村和人君）

これのお願いの仕方ですけども、それぞれが応募性原則はそうだったと思いますけども、継続していただけるようお願いベースもあるかなと思いますけども、どのような形で依頼されてるのか確認させて下さい。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

基本的には申請の制度で地区から上がってきたので、なかなかこちらからこうしてくださいとお願いというのは、なかなか難しいもんですから、しておりません。ただやはり、道路アドプト始まった頃というのはやはりまだいなかったもんですから、企業さんにもどうでしょうかとお願いしてましたけど、現在のところはもう地区から、今決まってその地区以外の方で、あれ地区のほうでしたいんだという方で、問合せがあったときに、お話をしております。もちろん、こちらのほうからも、自治公民館の会とか、あと、4月に行われます地区の自治公民館の国分隼人の会、それとか、地区ごとの公民館の会員に説明会のときをお願いをしまして、あと、市報とかホームページでのお願いは行っております。

○委員（野村和人君）

こちらについてはですね。私たち、私がたまたま聞いた中では、もう続けられないよというようなお声もお聞きしております。原則自主的にお願いしていただいているというふうに思いますけども、気持ちよくしていただけるようにですね、そういう団体の方々をもうちょっとこう、公表したりですね、お礼の形をとったりとか、そういった工夫をしていくべきではないかなというふうに思いますけどどのような考え方でしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃいましたように、やはり高齢化で、今までしていただけたところがもうちょっと人がいない、できないということでやめていかれるところもあります。こちらのほうとしましても担当のほうとしても、毎年するときに、もちろん、文書を出したときにお礼とか行って、お礼のお話とかお願いとか行っておりますが、もうそこはやはり無理なところはもう、やはり、無理に継続ということは無理できておりませんので、今後はやはり、ただ、なるべくもうできなくなったところではもちろん市のほうで、シルバーとか、うちのほうでしないといけないところありますけど、できるだけそういうところは、ないように、また丁寧な御説明をしていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

感謝の気持ちを込めて、公表するとか、そういった考えはないか、確認させてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在のところは団体名の、特に公表とか行っておりません。ただ、アダプトの募集のときに、こういったあまり皆さん自分とこの名前出したがらないとかいう方もいらっしゃいますので、こういう形で、ここは私たちがサポートしています看板をつくることができますので、そういうのを出品されますかというお願いをしておりますけど、なかにはやはり地区のうち、企業さんとか、ここの道路私たちがしておりますされますので、そういうので、もしされますかという話をしておりますので、していただければ、地区の方々にもよく分かるのかなと思います。

○委員長（植山太介君）

委員の皆様にお諮りします。まだ質疑のほうはおありでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時24分」

---

「再開 午前10時39分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。建設政策課、建設施設管理課、土木課の審査を続けます。質疑はございませんか。

○委員（渡邊理慧君）

説明資料の6ページなんですけれども、建設施設管理課のトンネル長寿命化修繕事業についてお尋ねいたします。空港隧道トンネルは空港の下を通るトンネルだと思うんですけれども、このトンネルの老朽化の現状と、あと補修の内容を教えてください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

空港の下に2本トンネルが入っております。そのうちの1本のほうは補修が終わったんですけど、もう一つのほうの、今回、補修をやはりこの空港ができたときにつくられたトンネルで、もちろん道路として、しておりますけど、やはり空港という特性上、やはり大きな飛行機が来たりしますので、中のほうとしましては、現在補修状況としては、やはりひび割れとか、あと、舗装の状況、それと断面の、そういうところの補修をずっと行っております。こちらのほうが、やはり空港との兼ね合いでありますし、あと周辺のお茶農家、そういったことの兼ね合いもありますので、そういうところの協議もありまして、次になっておりますので、これは霧島市としては、トンネル自体は3か所、あと小野浜トンネル3か所ですので、そちらのほうを点検を行いながら、今回、空港の補修が終わりましたら、ある程度、後ろのほうは終わることになります。

○委員（渡邊理慧君）

この補修の工期というか、時期とか工期期間はどれくらいを予定されているのでしょうか。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

このトンネルにつきましては、溝辺地区のお茶農家の関係の方々を通る道路ということで、お茶の一番忙しい時期をちょっと協議しながら、お茶が終わった後ぐらいの秋以降の工事かと思っておりますので、金額的に約8,000万円という金額ですので、工期的なものはちょっと来年の繰越しということで計画しております。期間はちょっと今確実ではありませんけど。

○委員（渡邊理慧君）

交通規制なんかをされるということでしょうか。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

昨年ちょっとこのトンネルにつきましては、空港の大きな貨物機が通るということで、国のほうで、飛行機が通るタイヤのところはちょっと、上のトンネルの厚さを厚くしたりして、それの以外のところを対応しますので、昨年も通行止めしていましたので、今回も通行止めという形になります。

○委員（藤田直仁君）

建設施設管理課のほうに確認したいんですが、これは説明資料の8ページ、丸岡公園の管理事業の件だったんですが、霧島PPPに委託料を1,600万円程度、1,600万円程度を計上されてるんですが、去年からすると400万円程度下がってるんですけど、主な理由は何でしょうか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

丸岡公園の管理委託料のほうですけれども、去年からすると、420万円程度、ちょっと少なくなっております。理由としましては、昨年度は丸岡公園のゴーカートの車庫、発着場の新築工事がございましたので、その関係で、ゴーカートを止めなければいけないという事情がございまして、4

月から7月までは全面的に、まず、ふれあい広場の関係で営業ができなかったということと、それから9月以降になりますけれども、今言ったような新築工事の関係で、平日のみ営業ができないという状況が続きましたので、その営業補償が大きな理由となっております。

○委員（藤田直仁君）

それと現地調査に行ったときに、多分、職員の方だと思うんですけど、丸岡公園の駐車場は新しく今度着工されますよね。ここに行く手前の部分の誘導の目立つ看板が今ないから、これちょっとできてからでは大変ではないかなという話もちょっと聞いたんですが、それは確かですかね。というのは、公園のあそこの城山公園ですよ、何ですか、建物、食事をする場所、あそこまで来てからはそのまま下には降りれないんですよ。だから、手前からどうしても駐車場のほうには向かわないといけないという、その手前に入り口のところの看板が、まだないのではないかという話をちょっと聞いていたので、その辺りの計画というのはどうなっているのかをちょっと確認させてください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今回、令和8年度で整備予定の駐車場というのは、委員のほうがおっしゃったように、多目的広場と我々が呼んでおります。昔グラウンドだったところですね。そこのところに、今の駐車場を拡張する形で整備をするという計画になっております。ただ、今までもありましたこのレストランのほうの駐車場、それから緑地広場の駐車場からも、ゴーカートのほうの乗り場には行けますので、そこを補完する形で一番近いということで、どうしても多目的広場のほうに車が今集中してるんですね。周辺のちょっと駐車台数を増やさないと、ちょっと付近の道路にとめたりという、ちょっとやはり迷惑をかけている部分もございますので、その解消をちょっとしたいということで、駐車場整備のほうをの計画しております。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今、駐車場整備のお話しましたが、多分おっしゃっていらっしゃるの、駐車場整備のそのこの駐車場に向かうところに、分かりにくいからどこか看板がということだと思いますけど、現在のところ、もちろん近くの方というのはもう把握されていて、もちろんこちらのほうも下のほうの駐車場を整備する、今の時点では少ないものですから、できたら上と下に分散したいところありますので、おっしゃいますように、こちらのほうは、ゴーカート場はこちらという看板も分かりにくいと思いますので、またそちらも指定管理者と相談しながら、一番良い方向で、上の既存の駐車場ももちろん使いやすく、下のほうも使いやすい形で。工事が始まればちょっとしたが使えなくなるかもしれないので、上と下をうまく使えるようなことを計画していきます。

○委員（渡邊圭章君）

土木課のほうにお尋ねいたします。説明資料のほうは11ページ、幹線市道整備事業についての補償補填及び賠償金の1,870万円ですかね。これの内訳というか、内容についてお聴かせください。

○土木課長（笹田純一君）

下井19号線に、これが100万円ですね、検校橋～下川内線が90万円。あと、馬立～北原線が1,050万円。あと、スマートインターチェンジのほうが630万円という内訳になっておりまして、これは電柱移転とか、そういったものが含まれております。道路改良に伴いまして、支障になるNTT柱、九電柱とかございますので、そういったものも移転したりするものが主です。すみません、あと、建物補償も入っておりますので、道路拡張に隣接する建物等がございますので、それが含まれております。

○委員（山口仁美君）

建設施設管理課のほうに確認をさせていただきたいです。丸岡公園の駐車場整備が繰越明許費の設定となっております、その理由として、排水工事完成後になるからというような御説明だった

かと思えますけれども、完成時期の見込みと整備後の駐車台数、利用者がいろいろ整備を重ねておりまして、増えているので、利用者の増加の試算等をされていればお示しいただけますか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

今おっしゃった質問の中で、先になんですが、駐車台数につきましては、面積を、今ある面積をちょっと広げまして、4,000 平米程度になるという予定でございます。まだ駐車台数の割り振りというのはまだ決めておりませんので、ちょっと正確なものは申し上げられないところでございます。それであとなんでしたかね。工事の完成の見込みですね、完成の見込みにつきましては、一応、排水工事のほうの完成を秋頃の大体9月ぐらいというふうに見込んでおりまして、そこからの工事発注となりますと、どうしても10月、11月にずれ込んでまいります。そのあとちょっと工期のほう为标准工期がとれないということで、繰越しのほうさせていただきたいというふう考えているところでございます。あと、来場者のほうでございますが、今現在、来場者のほうが大分増えておりまして、7月10日から、皆様方にも来ていただいた方々もいらっしゃるんですが、オープンをしたらしまして、7月から大体2月までの実績で、もう既にゴーカートのほうで5万2,000人ほど来ていただいております。例年が、1年間で2万5,000人ぐらいしかゴーカートを利用されておられないので、利用者のほうはもう約倍増しているというような状況でございます。

○委員（山口仁美君）

排水工事の完成時期が9月秋頃というような御説明だったかと思うんですけれども、駐車場の完成時期は、大体どのぐらいを見込んでいらっしゃるか。来年の春なのか、夏なのか、どのぐらいの工期で見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず最初に排水工事をしまして、それから舗装を行いますけど、やはりある程度かかると思いますので、繰越して次の11月ぐらいを、見込みですのではっきり分かりません、考えております。

○委員（町田和己君）

今の関連だったんですけれども、ゴーカートの利用が5万2,000人ほどだったんですけど、これの収益ってどれぐらいだったのか、分かればお知らせください。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

現在のところ、2月までの実績になりますけれども、売上げのほうで1,100万円ほど売上げております。例年の平均でいきますと、大体増額ですね。上回った金額というのが1,200万円ほど金額のほうとしては売上げが上回っているというような状況でございます。

○委員（町田和己君）

1,200万円上回っているということで、今1,100万円って言っておっしゃったような気がしたんですけれども。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

ちょっと計算がおかしいんでちょっと今計算し直して、もう一度報告をさせていただきます。申し訳ございません。

○委員（町田和己君）

公園費について建設施設管理課にお尋ねいたします。隼人地区が37だったのが38になったこの公園施設はどこなのかと、今回指定管理になった要因をお知らせください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

37が38にちょっとしたらこれは記入漏れになります。元々38。去年から、指定管理のほうに1増えたのは、溝辺の区画整理のところ、麓6号公園になります。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時54分」

「再 開 午前10時57分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

公園数が38公園になったという内容でございますが、指定管理で昨年12月に議会のほうに承認を頂きました件数としましては、その前の協定が35公園でした。そのあとに、協定を締結した後に2公園、麓2号公園と4号公園というものができまして、そこを直接指定で、指定管理として指定をしております。それに加えまして、直近なんですけど令和7年度から運用開始した麓6号公園というのがございまして、その分が指定管理に入れる期間というのはほんの1年しかなかったもんですから、指定管理せず直接市のほうで維持管理をしようと。3公園をプラスしまして、38公園という数になっております。

○委員（山口仁美君）

予算説明資料の9ページ、建設施設管理課の現年補助道路施設災害復旧事業及び現年単独道路施設災害復旧事業ということで、こちら両方とも昨年の豪雨災害からのものかなというふうに思うんですけども、この豪雨による道路施設被害の復旧として計上されているものと思っておりますけれども、被害か所の総数と8年度内に完了する、要するにこの予算で完了する見込みの箇所数というのはどのような状況なのか教えてください。

○建設施設管理課主幹（前田裕明君）

今そちらの数字はあくまでも令和8年度に発生するだろうということで数字上がっております。

○委員（野村和人君）

幹線市道整備事業の部分で説明資料11ページです。教えてください。今、工事計画を国分とほか3路線、それと溝辺、それとスマートインターということになるのか、それぞれ完成予定がお分かりの分だけでも教えてください。

○土木課主幹（臼井健二君）

ただいま御質問ございました幹線市道整備事業につきまして、交通安全対策事業で進めております川跡～有下線、検校橋～下川内線、下井19号線、馬立～北原線につきましては、令和8年度の事業完了見込んでおります。

○委員（野村和人君）

あと残りの1スマートインターだけが完成する予定ははっきりとはしてないということによろしいですか。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

スマートインター事業に係る工事請負費に関しての令和8年度の工事完成という形、御回答ということによろしいです。こちらにつきまして、令和8年度中に繰越明許費のほうにも上げております部分になるんですけども、スマートインターチェンジのほうにつきましては、周辺が農地でありまして、農繁期にかかってくるものですから、標準工期の確保ができないということで、令和8年度中での完成というのはちょっと見込めない状況でありますので、令和8年度予算につきましては、令和9年度のできるだけ早い時期の完成を目指していくような形になると考えております。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いをいたします。この霧島スマートインターチェンジについて、主要の事業資料ポンチ絵のほうで全体事業費2億3,600万円というふうには書いてあるんですけども、これは、今回この計画されている区間に関しての全体事業費という内容なのかどうかの確認をさせていただきます。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

令和8年度の2億3,600万円につきましては、スマートインター事業直接的な工事ではなくて、工事費につきましては、国道10号から東九州自動車道に海岸側のほうに南下しまして、東九州自動車道に接続するアクセス道路があるんですけれども、そちらの工事請負費を見込んでおります。また、公有財産購入費につきましては、アクセス市道の分とスマートインター事業の分を合わせた公有財産購入費を計上しております。補償補填賠償金につきましては、霧島スマートインターチェンジの事業に多大な盛土が必要になるものですから、その盛土を事前に確保するための土地を借地を行っております。それに要する費用になります。使用料及び賃借料につきましては、今申しました、事前に確保する土砂の災害といいますか、降雨があった場合に、今現在も事前に土砂を確保してるんですけれども、そういった土砂が、崩壊とかそういったことが遅れたときに、早急に対応できるような費用として計上しております。また負担金補助及び交付金につきましては、今現在スマートインター事業につきましては、ネクスコ西日本と共同で事業を進めておまして、ネクスコ西日本のほうが発注しております水門調査といまして、土質ボーリングや地下水の調査を引き続き行っております。その分の負担金に霧島市の負担金になります。

○委員（山口仁美君）

再度ちょっと聴きたいんですけれども、この全体事業費2億3,600万円の中身としては、その市の、今回、例えば道路の分とか、そういった部分の市が何かしないといけない部分に関して、全体事業費というふうに見ておけばいいのかどうかというところがちょっと分からなかったの、すみません。

○土木課スマートインター対策室室長（叶 和美君）

アクセス道路につきましては、市が事業主体となって進めておりますので、これはネクスコとは関係なく、市が主体となって行っている事業になります。今回、工事請負費につきましては、2億円計上しているんですけれども、このうちの1億6,000万円分については、そのアクセス道路に掛かる費用で、残りの4,000万円につきましては、土砂の確保に、他の現場から土砂を運んできて、その土を今受け入れる形にしてるんですけど、そういった運ばれてきたものを整地するための費用として計上してまして、工事請負費につきましては、市の持ち出し分になります。

○土木課長（笹田純一君）

ちょっと補足させていただきたいんですが、アクセス道路を御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、国道10号からスマートインターの入り口までの部分のことを示しておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時07分」

「再開 午前11時10分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長（笹田純一君）

スマートインターチェンジに掛かる費用については、今、今年度上げている費用については、全て市の事業費なんです、その中に負担金等はネクスコと共同でやっている部分がございますので、それについては、事業費案分率で支払うような形での予算計上となっております。

○委員（藤田直仁君）

土木課のほうにお尋ねいたします。ポンチ絵の18ページ、総合治水対策事業についてなんです、

まずは、この現地を見させてもらったりしたんですが、とにかくこの総合治水という関連で動くのはもう本当に大事なことなのかなというふうに感じておりますが、この事業内容の内訳のところ、野口西地区、それから下川、あと排水路浚渫事業、これはそれぞれどれぐらいの距離でなっているかというのを。金額は出ているんですけど、どれだけの距離を計画しているのかというのをお示しください。

○土木課長（笹田純一君）

野口西につきましては、計画も含めまして全体で約 850m というふうな部分で全体計画としては進めていくような考えでおります。これにつきましてはやはり、見次地区の排水も含めまして、野口地区の部分もまだ今、土地利用とかされていない部分等もございますので、そういったところの排水可能なルートにつきましては水路の整備というふうな感じで、ちょっとでも浸水被害を抑えたいというふうな考えでおります。下川につきましてはちょっと後ほど、お答えいたします [22 ページに答弁あり]。

○委員（藤田直仁君）

その次は、全体でどれぐらい進んでいるのですか。要するにこの今度の予算でね。多分これ年次的にやっている計画というふうに見たんですが、去年も全部が全部ではないんですけど、同じように、予算に上がっているところがあるので、年次年次で距離をやっていくのかな。要するに全体、今言った 850m の中の今年はこの予算でどこまでやるというような形の計画だろうかなと思ったものですから、あとの残りの下川も、あと排水路についても、今年この予算で幾らで、全体ではあとどれぐらいというふうに考えているというのを、ちょっと結果をお示しいただければありがたいんですが。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 14 分」

「再 開 午後 11 時 16 分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○土木課長（笹田純一君）

まず、御質問ありました野口西地区につきましては、令和 8 年度予算で設計委託をしまして、必要な断面等を決めまして、工事を実施していきたいというところでございます。ですので、野口西地区の実績というのは、今年度からスタートですので、ございません。下川につきましては、令和 8 年度の整備で一応完了する予定でございます。この下川に関する予算につきましては、今後、住宅が張りついているところで、そういう浚渫が必要なところについて、今後予算計上していくように考えているところです。

○委員（藤田直仁君）

次の段の排水路の浚渫事業というのは、これは国分と隼人と、括弧書きで書いてあるんですが、このあたりの御説明も一緒にさせていただいてよろしいでしょうか。

○土木課長（笹田純一君）

こちらにつきましては、現地調査の中でちょっと申し上げたんですけど、近年の土地利用の変化や豪雨等により、浸水並びに道路冠水等の被害が発生している地域において、排水機能を有する水路の堆積土砂浚渫を行い、被害の軽減を図ることを目的としてやっているんですけど、今、国分隼人地区で、雨水管理総合計画やら、土木課でやってます治水の工事等があるんですけど、それにつきましては、効果を発揮するのに時間がかかったりする部分もございますので、もともとある財産の中

で有効に排水できる場所があれば、そういった土砂浚渫をやっていくことで、ちょっとでも水を下流に流せることが図れるのかなというようなことで取り組んでいるところです。

○委員（藤田直仁君）

確かに今、課長が言われるように、明日また大雨が来るといってもありますんで、できる時にできることをしなければいけないというのはよく分かるんですが、ポンチ絵の23ページ、所管が違うんですけども、国分中央地区でまた今度、浸水対策事業ということで計画を進めていくことになっているんですけど、このあたりの所管の違った形で、またがった形でのすり合わせとか要するに、無駄がないようなすり合わせみたいところはできてるんでしょうか。23ページの上下水道部がやりますよね。エリアが全部が全部一緒じゃないんですけど、一部、同じようなところをやってるんで今現在。

○建設部長（三島由起博君）

お尋ねのポンチ絵にある上下水道部が計画をしております国分中央地区につきましては、雨水管理総合計画に基づいて、今後、ハード的な部分についての検討されるものというふうに理解してあります。土木課が所管しているこの浚渫事業については、先ほど課長からの答弁にありましており、既設の排水路の排水能力をきちっと確保して、浸水被害の軽減を図っていきこうという短期的な部分についてやっていきこうというような事業ですので、そこはもう簡単に住み分けされるというふうに考えております。

○土木課長（笹田純一君）

先ほどの下川の延長につきましてですが、清水川、AZの近くに流れております清水川、県管理の河川があるんですが、そこからですね、上流へ300mを計画しています。

○委員（山口仁美君）

総合治水対策の関連なんですけれども、国分地区の浸水検知センサーというものがレンタルの費用が計上されておりますけど、これどのようなものなのか、どのように活用されているものなのか教えてください。

○土木課長（笹田純一君）

国分地区の浸水センサーにつきましては、タイヨー裏の町の下1号線の交差点付近と八坂通りの一番道路が低い箇所のところへセンサーをつけておまして、これにつきましては、土木課もなんです職員の方で、一応降雨の際に、何ですか、線状降水帯とかをちょっと確認しながら、どれぐらいの間隔で水位が上がっていったら、水位の状況を確認しながら、今後の冠水対策に役立てたいというふうな目的のもとで設置しまして、今、何ていうんですかね、毎年、雨が降るんですが、瞬時に降ってそれでセンサー自体は反応したりするんですが、行ったときには排水がもう機能してしまっていて、なかったりとかそういうような状況もありますので、どんな降り方をしたときにどういう対応ができるのか、早めに通行止め等が水没した車両等もございますので、そういったのに対しての呼びかけ等をどういう形でできるかということで設置しております。

○委員（山口仁美君）

今の御説明であると、今後の対策のためのデータをとるために設置をされているものというふうになんかちょっと理解をしたんですけども、何かこれ勝手なといいますか、このセンサーなので、例えばその水が来たときに何かこう、周りの方に注意喚起をするためのものかなと最初思っていたんですけど、そういう目的ではないということですね。

○土木課長（笹田純一君）

現在のところは、そういった目的では運用していないところです。

○委員（山口仁美君）

逆に、もう一つお伺いしますけれども、この国分中央地区だけではなくて、ほかにも冠水をする

ような箇所というのが幾つもあり、特にしよっちゅう冠水するような地区、日当山であったり見次であったり、そういったところもありますけれども、そういったところのデータも今後とっていかれるような、そういうような議論というのはなかったんでしょうか。

○建設部長（三島由起博君）

今回土木課で設置をしましたセンサーについては、タイヨーの国分店の南側と西側の狭い路地のところに排水路が入っておりますので、あの辺り、やはりかなり地形的に低いところでございます。以前にも、市道上が冠水をして、車の通行に支障があったものですから、それを早く職員が知る手段として、センサーを設置したという経緯もございます。ですので、もしセンサーが反応しまして水位が上昇した場合は、通行止めをかけるなりそういった対策が必要ですので、周りに周知をするというよりは、道路管理者のほうの市としての対応として、そういった情報収集するためのセンサーというふうにご理解いただければいいと思います。それと、土木課が所管する部分については、この2か所ということになりますけれども、それ以外については、安心安全課であったり、隼人地区においても、周りの周辺の住民の方々への情報提供ということで、センサーを設置しているところもございます。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

先ほど、丸岡公園の利用者数の増加について、質問ありました時にちょっと集計のほうがちよつと間違っておりますので、修正をさせていただきたいと思っております。令和7年の7月にオープンしておりますので、7月から先月2月までのですね、実績の比較ということでお聴きいただきたいと思っております。令和4、5年の過去平均で362万円のゴーカートの売上げがございましたけれども、これが実績としまして1,368万円の売上げが実際に上がっております。ですので、増加額が1,006万円ほどというような状況になっています。訂正いたします。

○委員（町田和己君）

このゴーカートの利用料金についてなんですけれども、例で言えば、平川動物公園などが市外からのお客様はちょっと料金を割り増しのような格好をとっております。今後このような検討されるような議論はあるのか、お聴かせください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

現在のところはもう、今の料金でいきますので、そのようなことはちょっと検討しておりません。

○委員（山口仁美君）

説明資料の13ページ、県単急傾斜地崩壊対策事業ということで3,700万円の計上がございます。今回は溝辺、牧園地区、それから横川地区の名前が挙がっておりますけれども、この市と県のこの急傾斜対策の役割分担といいますか、どのような基準で分かれているのか、お示しいただけますか。

○土木課長（笛田純一君）

簡単に申しますと、急傾斜地の区域、金額等が県のほうの採択要綱としましては、保全人家が10戸以上、高さが10m以上とかございます。あと事業費が7,000万円以上。県単急傾斜につきましては、保全人家が5個以上高さ5m以上というふうなものがございまして、単年度工事が原則200万円以上とかいうふうな決め事がございます。そういった形での事業の仕分けになっています。

○委員（山口仁美君）

霧島市内でまた、この危険指定といいますか、危険だとは思われる場所の中で、未着手のような場所というのが、申請しているけれどもまだ指定されないとか、そういうようなか所というのがどのぐらいあるものんでしょうか。

○土木課長（笛田純一君）

急傾斜地の危険箇所の指定というのはもう全て示されております。ただその中で、市の中が今、8年度の要望件数は9件要望しております、うち県急傾斜地崩壊対策事業の要望件数ですね。う

ち8地区は継続中で、新規が1地区になります。その新規は妙見地区になっております。急傾斜地崩壊対策事業については、そのような要望件数になっております。

○委員（香山二郎君）

土木課にお尋ねいたします。説明資料の15ページの一番下、下水道事業費負担事業ということで6億1,200万円が、下水道事業に補助として支払われていると思います。ちょっと分からないので質問なんですけども、予算書を見ると、全部一般財源から賄われていると思うんですけども、一方で、我々下水道料金というのも払っていると思うんですけども、ここに、あえて事業費として、建設部から補助するっていうのは、何か経緯があるのであれば教えていただきたい。

○土木課長（笛田純一君）

まず、総合治水対策につきましては土木課が所管しておりまして、それに対しまして雨水管理総合計画に基づく、下水道事業の有利な事業がございます、その事業をなるのが下水道課のほうで行ってもらっているんですけど、それに対して下水道課のほうでは、実際公営企業会計で今、本来の下水道の分でのお金の支出とかになりますので、この雨水につきましては、下水道運営上のお金ではないもんですから、有利な事業でやっていただく下水道での事業がございますので、そちらのほうで利用ということで、土木課から予算を繰入れさせていただいているところです。

○委員（香山二郎君）

もしよろしければすいません。雨水の有利な事業というのは具体的にどういったものがある、もし分かれば教えていただきたい。

○土木課長（笛田純一君）

社会資本整備総合交付金の防災安全交付金対象で2分の1の補助がある事業がございますので、それを活用させていただいております。

○委員長（植山太介君）

ただいま、委員外議員より発言の申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。  
[「なし」と言う声あり]

それではこれを許可します。

○委員（塩月大志郎君）

1点だけ確認をさせてください。橋梁長寿命化修繕事業についてお伺いいたします。霧島市の長寿命化修繕計画によりますと、令和8年度に何件か工事予定になっておりまして、そのうち4件こちら上がってきておりますが、ほかにも何件かあるんですが、計画によると令和8年度に、この修繕費の中に橋は含まれていると思ってもよろしいですか、例えば郡田橋とかですね。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

今回の予算の中に修繕費ということで項目設けましたが、単独の修繕対応になります。単独費による修繕対応になりまして、長寿命化事業で行うものも代表として4橋とか出しておりますが、小規模な橋梁につきまして、簡単に言いますと、ガードレールが壊れていても判定がちょっと悪いものですから、そういう小規模な橋梁の修繕につきまして修繕料ということで、ここは今からまた、定期点検の中で修繕が必要というような、簡易な修繕が必要というようなところが出てまいりますので、それに対して対応する場合の修繕料としますと、大がかりな改修の事業としては、長寿命化事業という補助事業対応しております。

○委員（塩月大志郎君）

修繕費に対しては理解いたしました。計画の中で令和8年度に計画予定の工事は4件のみということですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

この事業で行う橋梁は4件です。

○委員（久保史睦君）

ちょっと今のところの関連でお伺いをしたいと思います。そもそもこの霧島市にこの対象となる橋が幾つあるのか教えてください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

橋梁長寿命化事業における、霧島市の市内の市道にかかる橋が 682 橋ございます。それに対して、先ほど言いました長寿命化事業に基づきまして、定期点検を全ての橋梁を行って、補修あるいはそういう修繕が必要なものに対して長寿命化事業という事業の中で整備をしていくということになりますので、682 橋になります。

○委員（久保史睦君）

先ほど同僚委員から質疑がありました。この長寿命化修繕計画との多分整合はとれていると思います。この要は今の今年度は令和 8 年度の予算規模でこの計画どおりに進んでいくものなのか今後先の計画が、まず整合性についてとれているのかどうかちょっと教えてください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど申しました橋梁点検に基づいての長寿命化事業ということで展開しております。その点検の中で判定が 1、2、3 と分かれておりますが、その判定の中で緊急性のあるものといまして 3 判定というのがあるんですが、そういうのについては緊急性ありますのでこの事業で行っておりますが、いわゆるまだそこまではないというような 2 判定のものにつきましても、今後の健全化を長寿命化を図るための部分的な、延命的な修繕であったり、そういう部分的な修繕で持ちこたえられるような橋梁につきましても計画どおりというか、進めてまいる予定でおります。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

ちょっと補足しますけど、今言いましたように 682 橋のうち点検を行いまして、どんどんどんどんやはり少なくなってきました。計画でいきますと、今年は毎年のやはり予算的なものは限られますので、国の補助頂いてしておりますので、その中で今回 4 橋します。そのあともやはり同じような予算の規模で行っていきたくと思いますけど、修繕、判 3 というのが修繕しないとけないますけど 3 以上ですね、そういうところにつきましては、長寿命化保たれまして、少なくなってきました。ただ次先ほども言いましたように、今まで 2 だったのが、年数がたつて今度 3 になる可能性もありますので、最初の 10 何年、22 年ぐらいのときよりは確実に少なくなっておりますので、橋梁長寿命化は計画的に保たれると思いますので、今後も同じような予算の規模で行っていきたくと思います。

○委員（久保史睦君）

先ほど答弁でもありましたけれども、5 年に 1 度の定期点検ということで、最後に 1 点だけちょっと確認を詳しくさせてください。恐らく国の基準等に基づいて判定基準が出てると思うんですけども、そこはもう省略しますけれども、1 回の定期検査にかかる費用、これはどういう形で積算されているのか、また金額は幾らぐらいなのか教えてください。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

定期点検の設計につきましては、橋梁の延長と幅員等によって 1 橋に当たりの点検費が歩掛上できております。あと、その橋梁の場所等におきまして、点検方法が、いわゆる高い橋梁、川と高低差のある橋梁なんかにつきましては点検車両を用いての点検とか、あとは小さなものについてははしごによる点検でいいとか、そういう橋梁の形態によりまして、点検方法が変わりますので、その点検方法に際しましても、歩掛等ではしごの場合は 1 橋当たり幾ら、点検車両を使う場合幾らというようなところがございますので、そういう種別をしまして、橋梁の種別によって点検の金額が変わってまいります。それで、毎年、計画的に点検を 5 年に 1 回できるような計画的な点検をしております。

○委員（久保史睦君）

基本的な点検の設計料というのはもうなくて、その状況に合わせて積算されてるという認識でよろしいわけですか。基本ベースにある設計料というのは、基準は国から示されている金額はないということですのでよろしいですね今の答弁だと。

○建設施設管理課主幹（桑幡孝志君）

先ほど言いましたように点検費用としての歩掛が国から出ておりますので、積算については、先ほど言ったように、橋梁延長とかによって、1橋当たりの点検費というのはありますので、それで積算はしております。

○建設政策課長（丸山省吾君）

先ほど山口委員から県営道路整備事業負担金特定財源についての御質問がありましたが、地方債2,500万円の内訳なんですけども、全て起債で充当率100%でございます。そのうちの償還金に対して交付税算入措置として70%となっております。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設政策課、建設施設管理課、土木課の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時41分」

「再開 午前11時43分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（末永明弘君）

建築住宅課に関する令和8年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料16～18ページ、予算に関する説明書は156～157ページになります。(款)8土木費(項)6住宅費(目)1住宅管理費 住宅管理費7億9,659万2,000円のうち、主な事業として、市営住宅維持管理事業は3億1,244万8,000円で、修繕料は80万円以上の修繕、委託料は指定管理者制度による管理業務委託、市営住宅跡地の草刈業務委託などのほか、市営住宅等長寿命化計画の見直しに係る経費、工事請負費は奈良田団地2号棟の屋上防水修繕工事及び十文字団地給水設備改修工事に係る経費です。市営住宅改善事業は3億115万7,000円で、委託料は国分地区の東中団地及び隼人地区の川原団地の個別改善の設計業務委託です。工事請負費は、国分地区の大野原団地10号棟及び13号棟、隼人地区の川原団地1号棟の個別改善工事です。老朽住宅除去事業は2,595万7,000円で、用途廃止団地などにおける退去済み住宅の、解体工事に係る委託料と工事請負費です。その他、老朽住宅からの移転補償費25戸分を計上しています。住宅使用料収納事務は590万円で、主なものは会計年度任用職員の報酬、収納に係る通信運搬費、明渡し訴訟に係る手数料などのほか、歳入確保のための収納対策強化を目的とした住宅使用料収納等業務委託の委託料です。住宅使用料については、6億1,405万7,000円を見込んでいます。住宅新築資金等貸付事業は3万円で、住宅新築資金等の償還回収に係る通信運搬費などです。特定財源について、国県支出金1億3,713万2,000円の内訳は、社会資本整備総合交付金1億3,674万5,000円、住宅新築資金等貸付事業費38万7,000円です。その他財源6億5,946万円の内訳は、市営住宅使用料6億768万6,000円、駐車場使用料1,208万4,000円などです。次に、予算説明資料18ページ、予算に関する説明書は194ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)2住宅施設災害復旧費「現年住宅施設災害復

旧事業」は300万円で、災害により被災した市営住宅の原形復旧に係る修繕料と委託料です。特定財源について、その他財源300万円は、住宅火災共済給付金です。

○建築指導課長（溝口幸三君）

建築指導課に関する令和8年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料19ページ、予算に関する説明書は144～145ページになります。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)2建築指導費 建築指導費1,453万9,000円のうち、建築確認審査・検査事務事業の383万円は、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について、審査及び検査を実施するための経費です。建築物耐震改修促進事業の224万円は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修の費用の一部を補助するための経費です。空家等対策事業の821万9,000円は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策協議会の開催経費や空家の所有者特定調査などの委託及び空き家等解体撤去工事補助を実施するための経費です。特定財源について、国県支出金455万9,000円の内訳は、社会資本整備総合交付金437万円などです。その他財源364万1,000円の内訳は、建築確認申請等手数料358万7,000円、窓口証明手数料5万4,000円です。

○都市計画課長（深迫康幸君）

都市計画課に関する令和8年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料20ページ、予算に関する説明書は152ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)1都市計画総務費 都市計画総務費7,533万2,000円のうち主な事業として、国分・隼人駅前駐輪場及び駐車場管理事業の532万1,000円は、国分駅と隼人駅の駅前自転車駐車場の維持管理や利便性を向上させるために必要な業務委託等に係る経費を計上しています。次に、予算説明資料20～21ページ、予算に関する説明書は153～154ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費 街路事業費4億2,202万7,000円のうち主な事業として、都市再生整備計画事業の1億9,000万3,000円は、国分中央地区における、回遊性の高い市街地環境の形成及び隼人駅周辺地区における、駅東西のネットワークの構築や利便性の高い交通拠点の構築を図るための経費です。このうち、委託料は、国分中央地区都市再生整備計画事業の事後評価に係る経費であり、工事請負費は、隼人駅東口駅前広場整備工事等に係る経費を計上しています。街路整備事業の1億8,764万6,000円は、委託料は、新川北～福島線外1(防衛)の物件等調査及び霧島市渋滞対策検討業務に係る経費であり、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、新川北～福島線外1(防衛)に必要な経費として計上しています。特定財源について、国県支出金2億1,618万円の内訳は、社会資本整備総合交付金9,498万円、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費1億2,120万円です。地方債1億2,970万円は、都市計画事業債です。その他財源2,350万円の内訳は、特定建設事業基金繰入金550万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金1,800万円です。

○区画整理課長（岩元龍己君）

区画整理課に関する令和8年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料22～23ページ、予算に関する説明書は152～153ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)2土地区画整理費 土地区画整理費6億1,010万9,000円のうち主なものとして、住宅市街地総合整備事業190万円は、修繕料と委託料で建物再調査業務委託などに係る経費を計上しています。麓第一土地区画整理事業は2万8,000円で、清算金の交付を行うための、役務費と補償補填及び賠償金を計上しています。浜之市土地区画整理事業は1億2,109万7,000円で、委託料は、都市計画道路浜之市線(国道10号)附帯工事契約外の経費で、工事請負費は、宅地整地工事の経費です。また、区画道路6-9号線の土地購入に係る経費として公有財産購入費を、電柱等移転補償外の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。隼人駅東土地区画整理事業は4億2,500万円で、委託料は、建物調査業務委託外の経費で、工事請負費は、道路及び宅地整地工事外の経費です。また、建物等

移転補償外の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。なお、新たに、交差点2箇所における道路照明の電気料金に要する経費として25,000円を計上しています。特定財源について、国県支出金1億299万3,000円の内訳は、社会資本整備総合交付金1億237万9,000円、公共団体土地区画整理事業費59万4,000円、権限移譲委託金2万円です。地方債7,870万円は、都市計画事業債です。その他財源5,355万7,000円の内訳は、保留地処分金4,696万4,000円、住宅使用料645万9,000円、駐車場使用料13万4,000円です。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時56分」

---

「再開 午後0時59分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課の審査に入ります。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（町田和己君）

建築住宅課にお尋ねいたします。説明資料16ページ、市営住宅維持管理事業についてお尋ねいたします。一般質問でも申し上げましたが、入居者数は大幅に減っております。その中で、対前年比の予算が1億2,200万円ほど増加している中で、この事業目的の内容のところ、市営住宅長寿命化計画の見直し業務委託とありますが、この見直しの内容についてお聴かせ願えますでしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

長寿命化計画の見直しにつきましては、5年に1度見直しをかけておりまして、来年度見直しをかけて、再来年度実行するための長寿命化計画でございます。内容につきましては、今現在の市営住宅の今後の在り方、総量を圧縮するだの、維持管理に努めるだの、それぞれの団地の今後の在り方について、検討していく内容になります。その中で、大規模な工事を行うためには、そこに計画的に何をするというような計画を載せておかないと、今後の交付金がつかないということもありますので、今後、どのようにして交付金を頂くのか、もしくは今後、団地について、必要な団地、総量を圧縮したほうが良い団地については、細かく吟味をしてみたいと思っております。

○委員（町田和己君）

一般質問でも申し上げたとおり、目的外使用だったり、柔軟な活用が必要だと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（山口仁美君）

今ちょうど交付金の件で答弁が少しあったので、確認をさせていただきたいんですけども、今回歳入のうち特定財源の中で社会資本整備総合交付金というのが1億3,674万5,000円ありまして、ほかにも小さい金額だったり、それから使用料というのがあるんですけども、この社会資本整備総合交付金というのは、一体どのような交付金なのかということをお示しいただけますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今現在、霧島市で行っているのは、個別改善工事といって、住戸の改善を図っている工事でございますけど、交付金の要綱といたしましては、既存のものよりも、有効というか、生活の向上が上げられるような設備改修を行うという形については交付金が出るよというような形になっておりますので、今、個別改善工事をしている分については、今の現状よりも、生活の水準が上がるというような改修工事を行っているところです。

○委員（山口仁美君）

今の御答弁にあるのは、市営住宅改善事業の個別改修の部分だと思うんですけども、この社会資本整備総合交付金については、おおよそこの個別改善の部分に充てられているというふうな理解でよろしいですか。今、御説明を受けたものとそれから、予算書の中では、全体にかかっているものですから、どこに該当するのだろうかという質問でございます。

○建築住宅課長（末永明弘君）

個別改善工事での工事請負費については、2億9,636万5,000円という形で予算には計上させていただいております。その中で、対象外という部分がどうしてもございますので、対象外部分を除いた形の基本50%というのが交付額という形になります。

○委員（山口仁美君）

個別改善については今、現状よりもよくするための工事という御説明であったかと思いますが、改善後の家賃設定等には影響するものなのか、教えていただけますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

利便性向上という係数項目がありまして、今現在個別改善をしているところには、お風呂等は設置されておりません。風呂等が今回設置されて、ユニットバス等を設置するんですけども、その分については、利便性向上という形で係数が若干上がりますので、家賃が若干上がります。

○委員（前島広紀君）

建築住宅課にお伺いしますが、説明資料の17ページの真ん中のところなんですけど、老朽住宅除去事業において、工事請負費が1,900万円、それと移転補償が400万円ということなんですけども、これに関しましてお伺いしたいと思うんですけど、まず、解体工事は何件ぐらいなのかお伺いしたいと思います。場所もわかれば。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今回、当初予算で計上させていただいている団地は、宮下団地を2棟、1棟6戸を2棟、12戸の除却工事になります。

○委員（前島広紀君）

そうしますと、かなり老朽化している市営住宅も多いのかなというふうに思うんですけども、総体的に今現在、市が管理している全体的な市営住宅の中で、これは大きい小さいがあるので一概に言えないのかも分かりませんが、老朽住宅としてとらえている住宅がどのぐらいあるのか。割合でも結構なんですけども、具体的な戸数がでなければ、でなければ割合ぐらいで結構なんですけど、どのぐらいに捉えておられますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

老朽住宅としての位置付けは特にはとってはいないんですけども、用途廃止、いわゆる老朽住宅という形の団地でいくと、490戸の数字で老朽住宅という形では対応しております。

○委員（前島広紀君）

今、戸数で言われたわけなんですけど、そうしますと全体的に管理している戸数はどのぐらいなんですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

用途廃止に位置づけた団地も含めまして4,322戸になります[次ページに訂正発言あり]。

○委員（前島広紀君）

4,322分の490というとらえ方でよろしいわけですか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

はい、そうでございます。

○委員（前島広紀君）

次にお伺いしたいのが、移転補償の件なんですけども、25号の移転に対して、400万円という

ことなのですが、この移転補償というのは定額なのか、それとも、状況によって違うのか。大体幾らぐらい、1戸につき幾らぐらいなのかお伺いたします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

移転補償につきましては、1件17万1,000円計上しております。一律17万1,000円でございます。

○委員（前島広紀君）

分かりました。一律に17万2000円。もう一度お願いします。

○建築住宅課長（末永明弘君）

17万1,000円でございます。あとすいません。訂正させていただきます。管理戸数を4,322戸と申しましたけれども、4,422の間違いですので、訂正させていただきます。

○委員（前島広紀君）

市内を見渡してみますと、老朽化した市営住宅も、かなり目につく状況でありますので、その辺りの維持管理も含めて、対策を検討して行ってほしいというふうにお願いします。

○委員（渡邊圭章君）

建築住宅課のほうにお尋ねします。市営住宅維持管理事業のほうの、口述のほうで修繕料のほうは80万円以上が修繕費として上がった形になっていて、この4,600万円は80万円以上の掛かった分の積算という形でよろしいでしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

4,000万円以上の修繕料については、入居の際、空き家を修繕するための修繕料と、あと、団地内で設備等が老朽化しているやつも含めた、老朽化しているやつと更新も伴う施設に対しての修繕も含めた形の修繕料になっております。

○委員（渡邊圭章君）

では80万円以上の修繕料を掲載している部分は、幾らぐらいあるか教えてください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

今、団地の維持管理につきましては、指定管理者にお願いしてるところもありまして、80万円以下は指定管理のほうで修繕をお願いしていて、建築住宅課としての修繕料での計上としましては、空き家修繕については、95万円を31戸、計上しております。それ以外については、ポンプの取り替えとか、ブロアーの取り替えとか、そういう形の80万円以上の設備の修繕を行うための修繕料を計上しております。

○委員（渡邊理慧君）

説明資料19ページの建築指導課にお尋ねを致します。空き家等対策事業で、空き家の解体撤去の補助金等も出されているかと思うんですけども、現在、空き家がどれくらいあって、新年度はどのように対策をされていくのかをお伺いたします。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家の戸数についてなんですけど、建築指導課のほうに、毎年空き家の指導相談というのが寄せられているんですけど、今年度については、新規で空き家の相談が30件ほど寄せられておりまして、累計として500件を超える空き家というものの相談がなされております。そのうちは是正等のお願いを随時しているんですけど、一応、今年度については、70件ほどの是正の確認等を行っております。

○委員（渡邊理慧君）

現在の空き家の状況については、何件ぐらいあるのか、把握をされているでしょうか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家の数については、すみません、把握しておりません。

○委員（渡邊理慧君）

特定空家等もあると思うんですけども、そういったところの危険な空き家とか、そういうのも把握はされているでしょうか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家法に基づく空き家というのが2種類ございます。管理不全空き家と特定空家と2種類ありまして、管理不全空き家については、8年2月現在で、10件認定をしております、そのうち2件が、解体等の是正を求めて今現在、指導中のものが8件あります。それから特定空家については、25件の認定を今まで行ってございまして、15件の解体等の是正が行われまして、今現在10件について指導中となっております。

○委員（渡邊理慧君）

今後、そういった対策といいますか、これからその調査とかはされていかれるのでしょうか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家かどうかという調査としては、全体的に市内を回って空き家とかいう調査をする予定というのは、今のところはございません。正直、市民から寄せられる情報であったりとか、そういうものに随時、対応しているという状況でございます。

○委員（山口仁美君）

建築住宅課のほうに現状の確認をしたいんですけども、説明資料の18ページ、住宅新築資金等貸付け事業でございます。これは合併する大分前の事業が、今もまだ積み残されている部分だというふうには理解をしているんですけども、令和7年度の実績と今、現状がどのような状況なのか、お示し頂けますか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

新築資金の徴収額ですけども、令和7年度今現在で、今年度については40万7,432円、調定額については2億3,600万円余りございますけれども、なかなか、今も払っていただける方は、ごく僅かでございますけれども、いらっしゃいますけれども、なかなか徴収率のほうに上がってこないのが今の現状でございます。

○委員（町田和己君）

先ほどの渡邊理慧委員の関連で、空き家等対策事業に関してなんですけれども、この空き家等対策事業というのは、空き家バンクも含まれているのか、お尋ねいたします。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家バンクについては、建築指導課ではなくて地域政策課のほうで扱っているものとなっております。

○委員（町田和己君）

この件の空き家等対策事業と連携した部分はあるのか、お示してください。

○建築指導課長（溝口幸三君）

空き家バンクについても、空き家の対策とか指導をする上では、当然、選択肢として、空き家の再利用というときには、空き家バンクを当然、利用しますので、相談による物件によってまだ使えるとか、利活用ができるものについては、空き家バンクのほうに御相談をつないでということに対応しております。

○委員（町田和己君）

説明資料の委託料を見ると、前年からちょっと減っているなと思うんですけども、これだけ需要が少なくなっているということなんでしょうか。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時18分」

「再開 午後 1時18分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建築指導課長（溝口幸三君）

委託料については、空き家の指導を行っていく上で、当然所有者の特定をする必要があるんですけど、その所有者の特定に関わる委託になっております。通常であれば、所有者が生きていらっしゃればいいんですけど、亡くなられて、相続登記未完了の物件については、法定相続人を探すという業務が出てまいります。一般的には、建築指導課の職員で所有者の特定をするんですけど、子どもさんが多かったりとか、お孫さんの代までいってるとかそういうものについては、多いものについて、司法書士会のほうに委託して行っているという委託料になります。

○委員（久保史睦君）

ちょっと関連で、今の件のところで、ちょっと教えてください。空き家所有者調査及び相談業務というところは、今の委託料のところで御説明を受けたんですけども、先ほど同僚委員の質問の中で空き家の調査は、空き家自体の調査はしないと。ただこれ同時並行でこの委託料をここでやっついていかないと、なかなか整合がとれなくなってくるのではないかなと思うんですけど、そこはどういうふうに空き家の調査を考えていらっしゃるんですか。この16万8,000円計上されてますけど。

○建築指導課長（溝口幸三君）

市内の空き家を把握できれば、それにこしたことはないと思うんですけど、実際として、今、相談に正直言って追われているというような状況でありまして、何かあって、道路に接しているものとか、隣地に倒壊の危険のある空き家、そういうものをちょっと優先して対応しているという状況でございます。

○委員（久保史睦君）

先ほど空き家の調査をするべきだという指摘というのはとても大事なことだったと僕は思って先ほど聴いていたんですけども、それに対して、相談に追われてということは、部長これ、要するにもう人が足りないということ認識しておいていいということではないですか、部長。それぐらい重要なことだと思いますけど、今の答弁では、やはり人が足りなくて把握ができないと。ところが法がこれだけ変わって、危険空き家家屋等も指摘される中で、そういう状況であるということ、もうちょっと人員措置を考えたほうがいいんじゃないですか。

○建築技監（侍園賢二君）

先ほど空き家の把握をしていないというのは、調査をしていないというのは、どこが空き家であるか。この家は人が住んでるのか空き家になってるのかということをやっていないということでありまして、この委託料については、そういう市民からの、ここが空き家で崩れかかっているとか、我々が巡回したときにそういうのを見つけたときに、相続人を我々のほうでも探しています。探せるものは探してそういう方々に、文書を送って、対応してくださいということ言ってるんですけども、それでも、相続人がかなりたくさんいたり、複雑になって相続人が見つからない場合、見つけにくい場合、そういうのを、この空き家所有者調査業務委託ということで、委託料を組んでいるということです。

○委員（久保史睦君）

ちょっと考え方の部分なんですけれども、今言われたように、1年たてば、相続人がどんどん年数の経過とともに増えていくというのが、今、全国的にも大きな問題になっているんです。そうなってくれば、的確に空き家を調査するという事業をしないと、例えば近隣から、もしくは巡

回しているときに見つけたというだけでは、追いついていかないんじゃないのかなあとと思います。もうこれ以上言うと一般質問になってしまうので、ちょっとそこだけはちょっと気になったので質問をさせていただきました。関連してお伺いします。強制代執行に該当するような件数というのがあるのでしょうか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

今、指導しております特定空家の中について、現在のところ、行政代執行に該当するようなものはございません。

○委員（久保史睦君）

重ねてお伺いを致します。この空き家対策事業の一番下のところ、負担金補助及び交付金、解体撤去補助780万円計上されてます。これ何件分該当予想見込みを立ててらっしゃいますか。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

解体補助金につきましては、老朽危険空き家の住宅に関しまして20件。1件当たり上限額を30万円で見えております。それとほかに住宅以外の倉庫とか車庫とか、そのようなものにつきまして、9件で上限額20万円という形で上げさせていただいています。

○委員（久保史睦君）

今の積算局を根拠について、ちょっとお伺いしますけれども、20件というふうに最初の御答弁で頂きました。これは御要望がもう既にあった分プラスアルファの見込みをされているということでしょうか。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

住宅に関しましては、昨年と同程度という形で計上させていただいています。住宅以外のものにつきましては、昨年より若干ちょっと増やさせていただいているというところでございます。

○委員（久保史睦君）

関連するのでちょっと次の質問を進めてよろしいでしょうか。その上の建築物耐震改修促進事業についてお伺いしたいと思います。今、る空き家対策のほうの御答弁を頂きましたので、それに関連してくると思うんですけれども、この内容積算のところ、耐震診断費補助、また耐震改修工事費補助という部分でそれぞれ計上されています。これがそれぞれ何件分該当しているのか教えてください。

○建築指導課長（溝口幸三君）

令和8年度については、耐震診断については4件、耐震改修については2件、予算計上しております。

○委員（久保史睦君）

ちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。この耐震改修工事費補助の事業については、これ代理受領制度というものが活用できる事業なんですか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

代理受領制度につきましては、耐震改修工事のみ、そちらの補助のみ、代理受領が可能というふうになっております。

○委員（久保史睦君）

全体の事業費で224万円計上されているところでございます。前年度この診断を受けて、改修につながった件数は何件ですか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

耐震診断につきましては3件、耐震改修工事につきましては今年度に関しましては、改修工事までは至ってないという状況です。

○委員（久保史睦君）

同じこの事業で、下の空き家対策事業、ここと非常に密に連携をとっていくことが重要かなと思います。あわせて予算措置をしていかないといけないと思うんですけど、この連携はどのようになっていますか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

耐震診断の補助対象になるというものは、現在住んでいるもので、今後も住み続けるものになります。空き家の解体については、住んでいないことということになりますので、そこはすみ分けをされております。

○委員（久保史睦君）

最後になります。今おっしゃられたとおり、住んでいるところが前提条件だと。ところが、行ってみないと空き家になっているか住んでいるか分からないというのであれば、余計、その空き家がどうなっているかという、しっかりした事業積算をしていかないといけないのではないかなと思います。それでないと、住んでいるか住んでないか分からないというようなところに、やはりこの事業全体を進めていく予算を立てる以上は、それなりの費用対効果というものを求めていかなければいけないと思うわけです。そう考えたときに、やはりその空き家、どれぐらいあるのかというのは、専門の方等を踏まえてしっかり調査する事業を新規で立ち上げたほうがいいと思いますけれども、部長いかがですか。

○建築技監（侍園賢二君）

先ほどの耐震診断につきましては、霧島市の診断化率というのは約90%ということで、診断をするのは、数が少ないのかなと思っております。空き家については、やはり全戸を調査して回るというのは、非常に重大な、かなりの費用が掛かるということと、個人の持ち物であるということがまず大前提でありますので、個人の持ち物は個人でしっかりと管理していただくということがありまして、あと我々が今いろいろ、解体補助金なんかもなんですけど、解体の疲労度合い、老朽化が進んでいるもの、道路に影響を及ぼすもの、民家に、隣地に影響を及ぼすものを補助しておりますので、今の時点では全体を調査するというのは非常に困難だと考えています。

○委員（山口仁美君）

説明資料の20ページ、都市計画課のほうにお尋ねを致します。都市再生整備計画事業についてでございます。説明の中、それから説明資料の中に、国分中央地区についての事後評価の件が載っております。都市構造再編集中支援事業を含めた事後評価を行うとありますけれども、具体的にどのような内容についての、どのような事後評価を行うのか、スケジュールについてもあわせてお示しくください。

○都市計画課長（深迫康幸君）

令和4年度から8年度の5か年間で実施している国分中央地区の都市再生整備計画事業になります。計画の当初に、目標定量化する指標とか、そういった数値目標を設定しております。道路整備に加えて、市民会館の整備及び総合保健センターの整備も含まれております。整備結果につきまして支障となる、まちなかを歩いていらっしゃる人の数の調査とか、あとはそういった施設の利用度調査とか、そういったものを事後調査として整理をするものです。

○委員（山口仁美君）

今の御説明でありますと、今現在、隼人駅周辺もこの都市再生の事業を行っておりますけれども、これも事業が一通り、一段落した後にはこのような事業評価を経て、事業の効果があったかどうかを検証されるというような流れになっていくんですかね。

○都市計画課長（深迫康幸君）

隼人周辺地区の整備につきましても、委員のおっしゃるとおり、国分中央地区同様に事業が終わった後には、そういった指標に関する人の流れとかそういったものを事後評価としてまとめること

としています。

○委員（山口仁美君）

隼人駅の東口のところの現地調査もさせていただきまして、現地で整備中の東西自由通路などを見せていただいて非常にきれいに出来上がってきていて、完成が楽しみだなど思いつつ、やはりこの交通ネットワークというような観点から考えますと、駅を利用される方が既存の道路からこのエリアを通過して、東西自由通路を活用してというその流れが非常に大事だと思うんですけども、歩く方々の動線やそれから障がいを持っている方々も通りますので、そういったほかのエリア以外の場所との接続等についても配慮をなされていくものなのか、特に今回は駐輪場の整備でございますので、歩く方々の動線が重なって事故等が起きないように配慮というのなされているのかお伺いします。

○都市計画課長（深迫康幸君）

隼人駅周辺整備の事後評価としましては、整備した東西の駅前広場そして東西自由通路を利用される方の数を今予定をしておりますけれども、委員おっしゃるとおりまた既存の西側の既存商店街のエリアとか、そういったところのまた人の流れが変わるかどうかもまた今後検討していきたいと考えています。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時33分」

「再開 午後 1時34分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長（深迫康幸君）

隼人駅周辺整備の東西自由通路を使われる方の動線につきましては、東側でいきますと、土地区画整理事業内にある幹線道路、そしてまた西側のほうに行きますと既存の県道のほうから、そういった歩道にはまた点字ブロック等もございますので、そういったバリアフリー、そういったところに配慮した動線を考えて整理しております。

○委員（渡邊圭章君）

同じく都市計画課のほうにお尋ねいたします。街路整備事業のほうで、説明資料21ページ、新川北～福島線の現在の進捗状況と今後の見通しについてお聴かせいただければと思います。

○都市計画課長（深迫康幸君）

街路事業の防衛事業につきまして、国分駐屯地の北側の道路で延長440mの区間を令和5年度から11年度の7か年計画で実施するものであり、総事業費は14億5,037万8,000円になります。事業の進捗としましては、令和7年度までの事業予算ベースで約12%になります。今後、用地取得を進めまして、令和11年度の完成に向けて事業を進めることとしております。

○委員（山口仁美君）

関連でお伺いをいたします。今回、補償補填及び賠償金の額が非常に大きい額だなと思って見ておりますけれども、この対象物件数と、それから交渉の現状等をお示しいただけますか。

○都市計画課長（深迫康幸君）

令和8年度の事業計画としましては、道路用地5筆に係る用地代とあと補償につきましては、8人の方の権利者に係る予算を計上しております。また、地権者の方には、令和6年度に調査した段階から用地交渉を開始しているところです。

○委員（山口仁美君）

これも教えていただきたいんですけども、今回財源の一部に防衛施設周辺民生安定施設整備事業費ということで書いてございましたけれども、これ活用の要件とか条件とか、どのようになっているのか、また本市のほうの負担割合等が設定されているのか、お示しいただけますか。

○都市計画課長（深迫康幸君）

防衛事業の採択要件としましては、道路上に、実際、自衛隊の車両が通っている道路で車の離合に支障があったり、また歩行者等に危険がある道路を改善するものです。国の補助事業としましては国の負担が70%になります。

○委員（前島広紀君）

区画整理課についてお尋ねいたしますけれども、資料の22と23ページなんですけど、まず22ページのところの2段目のところで、麓第一区画整理事業が2万8,000円。それと次の浜之市が1億2,100万円。そして次が、隼人駅が4億2,500万円という予算なんですけれども、お伺いしたいのはまず、まず麓第一区画整理事業、これが2万5,000円ということなんですけど、もう進捗状況としてはもう2万5,000円って、もう終わりなんです。それと、2万5,000円でこの事業がまだ継続、区画整理事業として、また今後もこういうふうに出てくるのか、その辺りをお伺いします[同ページに訂正発言あり]。

○区画整理課長（岩元龍己君）

麓第一地区につきましては、令和4年2月に換地処分、事業を、工事終わりました、土地の換地処分を行っております。それで事業自体は、工事等を伴う事業は終わりました。その後、この予算に上げておりますのは清算金事務でございまして、土地の出来上りの過不足、増えた分減った分がございまして、この分をお金の清算を行うためのものを、この換地処分後に行っておりまして。今回の予算につきましては、この清算金事務も、徴収をする方、それと交付する方がいらっしゃいます。まず、徴収する方は全て終わっております。それと交付する方がこの予算に上がっております3名の1万7,000円程度の交付がまだ残っておりますが、今回この予算については3名分の予算を計上しております。しかしながら、この予算に編成の段階でこの予算を編成させていただいたんですが、その後、この精算金につきましては、相手の交付のための請求がないと、相手に支払えないということで、今までも長らくこの3名の方と請求をお願いしたいということをやっております。しかしながらこの方はこの請求の意思がないということでございまして、最終の方法としては、法務局へ供託をするという手続がございまして、一応その手続が先月の2月に整いました。完了したということで、予算には計上しておりますけど、この分についてはもう執行はないということでございまして。それによりまして、清算金事務も、もう全て終えたということでございまして、麓第一につきましては、事業が完了するというので、あと残っておりますのは、麓第一の条例規則等がまだ残っておりますので、これの廃止という手続が残っている状況でございまして。

○委員（前島広紀君）

先ほど予算を2万5,000円と言ったそうなので、2万8,000円に訂正してください。そうしますと今の話では、麓第一区画整理事業はこれで終わったというふうに理解してよろしいわけですね。次に伺いたいのが、次の浜之市なんですけれども、これが1億2,000万円、だんだん予算が少なくなっていくことは見てとれるわけなんですけれども、この浜之市の現状、進捗状況はどういうことなのか、それとあと、どういう仕事が残っているのか、お伺いします。

○区画整理課長（岩元龍己君）

まず、浜之市の進捗状況でございまして、まず、事業費ベースとそれと面積ベースの進捗を申し上げます。まず、事業費ベースでいきますと、令和7年度の決算見込みでいきますと、89%程度になります。それと面積につきましては、92%ぐらいが完了しているという状況でございまして。また、必要な建物移転につきましては、342戸の要移転戸数がございましたが、そのうち340戸が移転完

了、2戸がまだ残っているという状況でございます。今後の残事業につきましてですが、国道10号、この地区の中央部を国道10号が通過をしておりますが、その工事と、あと、先ほど移転が一部済んでないところの移転と整地工事、それと外周の国道につながっていく取付け部分の工事等がまだ残っている状況でございます。1番大きなものは、国道10号の整備でございますが、ここについては、今年度、昨年7月に、国土交通省、鹿児島国道事務所と工事委託協定を基本協定を交わしまして、令和7年度から令和11年度に5か年かけて、国土交通省のほうで工事を行う予定としておりまして、現在のところ、最初の工事発注も済んでおります。今の見込みでありますと、恐らくこの夏、8月、9月に、最初の大きな工事の車線の切替えを行うという、そういう作業が今後出てまいります。よって、今の予定でいきますと、まず国道10号は令和11年度までに完了する。それとあわせて、残りの市のほうで行わないといけない事業等を済まして、予定しております令和11年度に、換地処分ができるように目指している状況でございます。

○委員（前島広紀君）

今の説明で令和11年度に完了の予定ということでお伺いしましたので、できるだけ速やかに進めていってほしいと思います。最後に、隼人駅の区画整理事業なんですけれども、令和8年度が4億2,000万円ということなんですが、ここに関しましても現在の進捗率と、この現在の進捗に対して4億2,000万円の予算で足りるのか。少ないのではないかなという感想なんです、その辺りについてお伺いいたします。

○区画整理課長（岩元龍己君）

隼人駅東地区の現在の進捗状況を先ほどと同じように、事業費と面積ベースと、移転について、申し上げたいと思います。まず、事業費ベースで令和7年度末見込みで66%程度が終える予定としております。面積ベースで75%になる見込みでございます。それと建物移転でございますが、要移転戸数が40戸に対しまして、移転が終了したものについては30戸でございます。パーセントで75%になります。それと予算規模でございますが、これまで、大体、年を通しまして、5億円前後の予算で推移をしております。以前は、結構建物が大型物件があったということで、場合によってはちょっとそれ以上の予算を組んでおりましたが、この事業につきましては、令和13年度に換地処分を行うという予定で今、進めておりまして、今、この資金の計画につきましては、おおよそこういう今計上しているような数字が続いていくような状況ではございます。今後は、国道223号線、見次交差点付近に、事業所とか、店舗とかそういうのが大きな物件等もございまして、この令和13年度まで、その予算等を配分を致しまして、計画的に進めていきたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

はっきりは覚えてないんですけども、当初の計画からすると大分遅れてるのではないかなというふうに感じるところではあるんですが、現地におきましては、大型商業施設の出店もうわさされているところですが、分かればその辺りの状況について、ここで説明ができればお伺いしたいと思うんですが。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この大型商業施設の出店については、委員おっしゃったように計画はございます。現在この案件につきましては、私どもの区画整理で行わないといけないものについては、土地の引渡し、今造成工事を進めておりまして、予定では、今月、3月の末に、この中央部の大街区と呼ばれる商業施設ができるという換地を、引渡しをする予定としております。それと、出店の建設計画につきましては、やはり民間が行う建設工事ということで、なかなか私どものほうに具体的な内容は示されておりませんが、この引渡し後に、やはり大型出店をすると、様々な事務手続、開発のための手続が必要と聞いておりますので、私どものこの引渡しとそれと周囲の道路、道路の供用開始、車が通行ができた状況等を踏まえながら、この建設工事も、予定が加速していくのではなかろうかと考えてお

ります。ただ、先ほど申しましたように、具体的な建設の予定スケジュール、そこは示されていない状況でございます。

○委員（野村和人君）

ちょっと戻りますけれども、建築指導課のほうにお尋ねいたします。建築確認審査検査事務業務の中で、保険料として特定行政庁団体賠償責任保険というものが計上されております。こちらについての内容を御説明いただけますか。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

確認申請等に伴う事務があるんですけれども、それに対する賠償責任保険となっております。

○建設指導課長（溝口幸三君）

確認申請、確認済書、検査済証の交付に対して、その取消し等の訴訟が起きた場合の保険というふうになっております。

○委員（野村和人君）

承知いたしました。その上でというか、昨年もお伺いしたんですけれども、昨年から省エネ法が改正されて事務量が増えたと。それから手数料を増やした経緯がございます。実際の審査数と、その事務量について、どのように感じていらっしゃるのか教えていただけますか。

○建設指導課長（溝口幸三君）

まず、事務量からなんですけど、昨年までは、全て建築基準の4号建物と言われるもので、審査の中で、建築士が設計したものであれば審査の特例というものがございまして、全てその4号建物があります。件数的には68件だったんですけど、今年度、審査の特例が使えないものについて、件数的には5件、その審査の特例が使えない、いわゆる審査の時間がかかるものというのは5件ほど、今年度は、今年度の今の2月末時点でありました。あと、省エネについては、省エネの審査が必要なものというのは3件、霧島市のほうに申請がございました。いずれについても法改正した直後でありまして、審査する我々職員も、法律もまだ慣れてないところもありますので、国が示している、国、県が作成した、示したマニュアル等を使いながら、審査をやったところでございます。これについては審査を今後、件数を重ねることによって、適正な審査ができていくものというふうになっております。

○委員（野村和人君）

これに関わる手数料収入が幾らだったか、お示しできますか。

○建設指導課長（溝口幸三君）

手数料額については、今現在ちょっと数字を持ち合わせておりません。今年度の実績、すみません、ちょっと数字を持ち合わせておりません。

○委員（野村和人君）

また後ほど教えていただければと思います。事務量は増えていくというような想定をされていまして、これからもDX化も含めましていろいろな工夫をしていくというような御答弁もありました。今されている工夫等がありましたら御示し頂ければ。

○建設指導課長（溝口幸三君）

今、委員が言われましたけど、電子DXについてなんですけど、本市におきましては、1月26日から建築確認申請は電子申請受付を可能ということでスタートいたしました。これについて県も1月からスタートしてる状況でありまして、それに追従する形で、県内の自治体としては、市町村の自治体としては、霧島市が一番最初に電子化に踏み切ったところでございます。なんですけど、まだちょっと日数が浅いということもありまして、今現在電子申請での申請受付というのはちょっと、1件という状況になっております。

○委員（渡邊圭章君）

建築住宅課のほうにお尋ねいたします。資料は、説明資料の17ページ、住宅使用料収納事務のところで、自主納付の促進や滞納整理の推進ということで書かれております。現在の滞納金額というのはどれくらいあるかお示してください。

○建築住宅課長（末永明弘君）

過年度分につきましては、調定額として9,986万7,833円というのが、令和6年度までの滞納額になります。現年度分はまだ滞納額というふうなものについてはまだ把握はしていないところです。

○委員（渡邊圭章君）

9,000万円近くの滞納額があるということですが、回収はこの委託業者が行うということによろしいでしょうか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

令和6年度から弁護士事務所のほうに、回収業務の委託を行っているところです。令和7年度、今現在ですけれども、弁護士等での回収金額については681万8,900円という形になっております。

○委員（久保史睦君）

それでちょっと関連で教えてください。今、多分同僚委員が聴かれたのはこの収納業務委託、この中に業務内容、債権回収の業務が入っているかどうかということを確認されたと思うんですけれども、それとは別に弁護士費用等で680何万円かが計上されてるという考え方ですか

○建築住宅課長（末永明弘君）

すいません、住宅管理費の中の委託料の中に、成功報酬として、今先ほど申し上げた680万円程度から約20%程度が成功報酬という形で、弁護士事務所に支払われるという形になっておりますので、委託料については、あくまでも、実績を伴った成功報酬という形で委託料は計上させていただいております。

○委員（久保史睦君）

ちょっと同じく関連でお伺いしたいと思います。9,000万、約1億円弱の滞納額があるということで、不納欠損額の推移、あと人数、教えていただけますか。

○建築住宅課長（末永明弘君）

不納欠損額ですけれども、令和6年度については、648万8,400円になります。令和6年度7件、先ほどの額で7件が不納欠損という形になっております。

○委員（久保史睦君）

ちょっとこれ、事業をもう1回予算積算をするときにもう1回ちょっとその回収体制について改めてちょっともう1回協議をしていただいたほうがいいのかなという気はしております。最後にちょっともう1回だけちょっと、金額が大きいので、その債権回収のちょっと確認をさせてください。これ時効を中断する、いわゆる時効中断の管理体制というのはどういうふうになってますか。どちらが担ってますか。

○建築技監（侍園賢二君）

時効は最後納めてから5年、住宅使用料については5年を経過すると時効の援用を申出ができるということになっております。今回、7件、先ほど申し述べた数字につきましては、今までずっと過年度でずっと残っていた債権につきまして、令和6年、7年ということで、弁護士事務所に委託をお願いしました。そうすると、今まで、我々は現年度を中心に徴収してきておまして、現年度99%以上の徴収してきてるんですけど、なかなか過年度にいけない、いけないというか、手がつけられないというか、過年度の額が大きかったもんですから、なかなか通知を出しても回収できなかったところを弁護士事務所をお願いすることで回収できるようになったと。一方では、支払いをしなればいけないほうも、弁護士事務所からそういう請求を払わないといけないという請求が来た段階で、時効の援用というのが、個人的に弁護士事務所に聴いたのか、いろいろ調べて、時効の援

用ができるということで、もう何年も前のやつなので、時効の援用をしますということで、ここ数年は時効の援用が増えておりますけれども、一方では、ここ、弁護士事務所に頼むようになってから、かなりの住宅使用料を徴収できるようになったというところになります。

○委員（町田和己君）

ちょっと戻って、先ほどの建築住宅課の質問なんですけれども、保険料というところで、公用車自賠責保険料等というところの金額が935万7,000円計上されてるんですけどもこの内訳教えていただいてよろしいでしょうか。

○建築住宅課主幹（福田智和君）

保険料935万7,000円の内訳につきましては、公用車の保険料、自賠責保険料4台分になります。こちらが6万5,470円。来年度、公用車の購入予定がございます。この自賠責保険が1台分1万7,540円。同じく廃車予定が1台ございまして、自賠責保険が1万2,850円。そのほか、任意保険の公用車分5台分で6万3,602円。任意保険の購入予定公用車1台分で1万5,200円。廃車予定の分が1万3,800円。そのほか、公営住宅の保険料としまして、全国公営住宅火災共済保険の保険料819万9,830円。このほか、市営住宅施設賠償責任保険、これ前処分になりますが、こちらが96万7,840円になります。

○委員（町田和己君）

今一番大きかった金額が団地の保険料ですよ。だとするならこの表記はそちらのほうがいいのではないかなと思いました。

○建築指導課長（溝口幸三君）

野村委員から手数料についてなんですけど、省エネについて3件、今年ありましたということです。省エネについて審査の手数料の加算額が1万3,000円ありまして、その掛ける3で3万9,000円の省エネについて、手数料については増というふうになっております。

○委員（野村和人君）

先ほど68件とありまして、そこも全体含めて手数料等でいいかなと思うんですが、そこは出てませんか。

○建築指導課長（溝口幸三君）

確認手数料全体としては、2月末になりますけど、120万4,500円となっております。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時10分」

#### △ 議案第37号 令和8年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第37号、令和8年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

水道事業会計予算書の説明の前に、上下水道部が所管する特筆すべき事業及び主要事業について説明します。配付資料部局が所管する令和8年度で特筆すべき事業の6ページをご覧ください。水

道施設等整備事業について、台明寺配水区（郡田～清水地区）基幹管路φ700 シールド工事は、令和7年度から10年度にかけて国分地区の台明寺配水区の基幹管路を布設する工事で、現在、シールド発進基地の整備準備を行っているところです。また、（仮称）宇都良配水池送配水管布設工事は、現在整備中の（仮称）宇都良配水池の場内及び取付道路内の送水管及び配水管を布設する工事で、先日3月16日に契約を締結したところです。次に、配布資料令和8年度当初予算主要事業の19～20ページをご覧ください。全国的にも大規模漏水や地震災害による長期にわたる断水が社会問題となっており、水道施設の老朽化や耐震化への取組が急務である中、優先順位を可視化し、効率的かつ計画的な更新を行っていくため、衛星画像やAI等を用いた管路の健全度・重要度分析、現状分析を新規で実施します。また、本市の課題となっている有収率向上につながることを期待される、衛星による漏水検知調査も新規で実施します。これらDXの推進により、災害に強い管路の更新を進めるとともに、漏水による道路陥没等の重大事故の未然防止を図り、安心安全な水の供給に努めてまいります。それでは、議案第37号令和8年度霧島市水道事業会計予算について説明します。本予算は、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給することを目的に編成しました。霧島市水道事業会計予算の2ページをご覧ください。第2条業務の予定量について、令和8年度の給水戸数は、水道事業・簡易水道事業合計で、6万2,200戸、年間総給水量は、1,770万<sup>3</sup>m、1日平均給水量は、4万8,493<sup>3</sup>mを見込んでいます。4ページをご覧ください。第3条収益的収入及び支出は、予定量に基づき、収益的収入の合計26億863万3,000円を、支出合計20億2,274万円を計上しています。5ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出は、建設改良費等に関する資本的収入の合計4億5,240万円、支出合計32億6,538万5,000円を計上しています。6ページをご覧ください。第5条債務負担行為は、霧島市水道事業変更認可申請書作成業務、及び、上水道事業基本構想策定業務に関する事項を定めています。8ページをご覧ください。第12条重要な資産の取得及び処分は、上下水道部庁舎が所在していた旧大津浄水場用地を売却するために必要な事項を定めています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第37号令和8年度霧島市水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、水道事業会計予算と予算に関する説明書、水道事業会計予算説明資料です。水道事業会計予算の2～5ページは、部長説明と重複しますので、省略します。6ページ、第5条債務負担行為について、霧島市水道事業変更認可申請書作成業務は、令和10年度に工業用水道事業及び霧島市内の簡易水道事業を廃止し、上水道事業に統合するに当たり国の認可を受けるために必要な業務を行うものです。また、上水道事業基本構想策定業務は、国分台明寺配水区関連整備事業の完了後に予定している、隼人・溝辺地区の整備計画を策定する前段の業務を行うもので、それぞれ令和9年度までの債務負担行為を設定するものです。第6条企業債は、資本的収入である企業債の限度額等を定めています。予算に関する説明書の10～15ページの予算実施計画については、32ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。16ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。これは、1事業年度における資金収支の状況を、活動区分別に表示したもので、令和8年度の資金期末残高を13億8,050万9,000円と見込んでいます。17～22ページは、給与費明細書です。23ページは、債務負担行為に関する調書です。24ページは、令和8年度の予定貸借対照表です。これは、令和8年度末における財政状態を示すものです。左側資産の部は、水道事業が所有しているすべての資産であり、右側負債の部と資本の部は、資産をどのように調達したかを示すもので、合計はそれぞれ287億9,853万691円です。25～26ページは、令和8年度の重要な会計方針に係る事項等に関する注記表です。27～28ページは、令和7年度の予定損益計算書です。これ

は1事業年度の経営成績を示すものです。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益が、2億2,135万2,000円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益が、3億427万3,000円、これに特別利益及び特別損失を加減した3億227万3,000円を当年度の純利益と見込んでいます。29ページは、令和7年度の予定貸借対照表です。令和7年度末における財政状態を示すもので、左側資産の部、右側負債の部と資本の部の合計は、それぞれ281億2,188万6,767円です。30～31ページは、令和7年度の注記表です。続いて、32ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。32ページから33ページは、収益的収入です。32ページ、水道事業収益の営業収益のうち、給水収益である水道料金は19億9,758万4,000円、加入金は2,885万5,000円です。営業外収益のうち、長期前受金戻入は3,724万9,000円、上下水道部長及び職員2名分の人件費に係る下水道事業負担金である他会計負担金は2,170万7,000円です。33ページ、簡易水道事業収益の営業収益のうち、給水収益である簡易水道料金は3億5,363万3,000円です。営業外収益のうち、長期前受金戻入は5,296万6,000円、簡易水道事業の企業債元金償還金のうち繰出基準を上回らない額を一般会計から繰り入れる、資本費繰入収益は4,212万4,000円です。収益的収入の合計は、26億863万3,000円、前年度との比較で、7,656万円の増です。34～37ページは、収益的支出です。水道事業会計予算説明資料で主なものを説明します。2ページ、(款)水道事業費用(項)営業費用の原水及び浄水費は、1億3,572万4,000円です。主なものは、水質検査や電気設備保守管理業務等の委託料3,073万6,000円、非常用発電機潤滑油交換等の修繕費1,159万1,000円、水源地電気料の動力費8,474万8,000円です。配水及び給水費は、4億3,467万円です。主なものは、職員15人及び会計年度任用職員12人分の給与等のほか、衛星画像漏水解析業務、衛星画像管路老朽度解析業務等の委託料1億1,718万2,000円、漏水や水道施設等の修繕費8,170万4,000円、配水施設電気料の動力費1,580万3,000円です。3ページ、総係費は、3億342万円です。主なものは、職員10人分の給与等のほか、納付書等郵送料等の通信運搬費1,898万3,000円、水道事業窓口業務等包括的委託等の委託料1億4,310万6,000円、コンビニ収納や口座振替等の手数料2,555万3,000円です。4ページ、(款)簡易水道事業費用(項)営業費用の原水及び浄水費は、1億2,478万6,000円です。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料3,846万8,000円、非常用発電機潤滑油交換等の修繕費1,127万9,000円、水源地電気料の動力費6,989万円です。配水及び給水費は、1億960万円です。主なものは、量水器交換、漏水当番待機等の委託料3,400万7,000円、漏水や水道施設等の修繕費4,515万4,000円、配水施設電気料の動力費1,170万6,000円です。5ページ、総係費は、水道賠償責任保険等の保険料等の308万8,000円です。収益的支出の合計は、20億2,274万円、前年度との比較で、389万円の増です。次に、資本的収入です。予算に関する説明書38ページで説明します。水道事業資本的収入のうち、企業債は2,950万円、工事負担金は150万円です。簡易水道事業資本的収入は、企業債4億2,140万円です。資本的収入の合計は、4億5,240万円、前年度との比較で、5,510万円の増です。39～40ページは、資本的支出です。予算説明資料で主なものを説明します。5～6ページ、(款)水道事業資本的支出(項)建設改良費の配水設備工事費は、26億1,191万5,000円です。主なものは、配水管や施設の設計業務の委託料6,500万円、導・送・配水管の新設及び更新、配水池築造工事等の工事請負費24億9,252万3,000円です。7ページ、メーター費は、417万4,000円です。固定資産購入費は、上下水道料金システム機器更新等の工具器具及び備品購入費等の3,331万4,000円です。8～9ページ、(款)簡易水道事業資本的支出(項)建設改良費の配水設備工事費は、4億8,693万5,000円です。主なものは、配水管や施設の設計業務の委託2,900万円、導・送・配水管の新設及び更新、水道施設整備事業の工事請負費4億5,743万5,000円です。メーター費は、43万6,000円です。固定資産購入費は、田口ポンプ場管路埋設用地の土地購入費177万円です。資本的支出の合計は、32億6,538万5,000円、前年度との比較で、7億5,793万円の増です。以上で、水道事業会計予算の説明を終わ

ります。

○委員長（植山太介君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時28分」

「再開 午後 2時43分」

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから上下水道部の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（渡邊圭章君）

新規事業の二つの衛星を活用した事業についてお尋ねしたいと思います。今回この事業は業務委託をされると思うんですけども、国の何か推奨があつてるものなのか、また、実際どういうものかというのを、皆さん方で確認したことがあるのかどうかお聴かせください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

こちらのDX技術につきましては、国が令和8年度、9年度を期限として特別交付税措置を講じる予定でございます。DXの推進は持続可能な経営に必須だということで、取組を推奨するものがございます。50%の一般会計からの繰り出し額が、事業費の50%までとなっております、そのうちの2分の1、4分の1を国が4分の1を市が負担してもらう形で考えております。この2件の事業につきましては、1点目の漏水検知技術につきましては、鹿児島県の鹿屋市に、もう1点の老朽化解析業務のほうにつきましては、宮崎県の都城市さんのほうに、水道工務課と上下水道総務課のほうで現地視察に行っております。鹿屋市などから事業費が6分の1ほどになったというような、年数的にも6分の1で済むようになったという話を聞いております。

○委員（山口仁美君）

今の関連でちょっとお伺いをしたいんですけども、更新の率は減少傾向でありというようなお話がございましたけれども、管路の更新等のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、この解析技術である程度、特定といいますか特定に導かれるまでの時間が短くなった場合に、この管路の更新という、修繕だったりとか、そういったことは、対応ができるものなんでしょうか。発見したはいいけど、対応できないでは困りますので、どのように見ていらっしゃるのかお示してください。

○水道工務課長（養田 健君）

山口委員のほうから御質問があつた件についてです。今の管路更新につきましては、今回の事業につきましては、管路更新の更新計画と、あと先ほどの有収率アップのための漏水調査を行う予定です。更新につきましては、今現在、令和6年度で0.3%であり、令和17年度までで目標を0.7%にする予定としております。しかしながら、それでもまだ十分ではないような状況であります。そのようなことから、今回、衛星画像、AI等を用いた管路老朽化解析業務を行って対応していきたいと思います。衛星画像や、環境ビッグデータ、気象条件や地質地形データと並びに過去の水道管路情報や漏水履歴等の情報をもとに、機械学習を行い、水道管の健全度、重要度分析、現状度分析をもとに評価することで、管路の更新の優先度を診断するような形になります。先ほども申しましたが、市内の管路更新の優先順位や計画が可視化されることで、迅速な調査や効率的、計画的な更新修繕を行うことができます。これが更新計画のほうになります。それと、もう一つが有収率向上につきましては、本市の有収率は令和6年度で水道事業全体で81.84%、全国平均で言いますと89.2%であることから、全国平均と比べたら大分下回っているような状況であります。有収率が低い原因は様々な原因がありますが、ほぼ漏水によるものです。水道管は人家が多い道路に埋設されているだけではなく、人目につきにくい里道などや山林、耕地などの場合があり、漏水があつても

発見されにくいところでもあります。そのようなことから今回の衛星による漏水検知を用いて調査業務を行うことにより、衛星画像を使用するため、天候や昼夜に左右されることなく、一度に広範囲を調査、検知することが可能となります。人工衛星から得た画像をAIが解析し、漏水の疑いがある区域を半径100m範囲内で判定することができます。漏水の疑いのあるエリアを事前に特定し、調査の効果的な、効果を図り、迅速な発見修繕が行うことができると考えているところではあります。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

補足になりますけれども、こちらの漏水探知のほうにつきましては、恐らく2次調査という形で100m四方で怪しいところが出てきますので、2次調査ということで、市との委託をして道路を聞いてもらって、水が流れてないかというような調査が入ってくると思いますので、すぐに修繕にかかれるというわけでは恐らくないんですけれども、年次的に予算の範囲内でやっていく形をとると思います。

○委員（山口仁美君）

ちょっと視点を変えますと、本市非常に広いので目視とかその人の手だけではなかなか見落とし等がある可能性もあるのかなと思うんですけれども、そういったところに関しては衛星による検知技術ということで今御答弁の中にも人目につかないようなところというような表現もありましたけれども、こういったところも、漏水を早めに発見することができる可能性があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（藤田直仁君）

もう少し詳しくお聴かせいただきたいんですが、この1度で全部この霧島市全域をカバーできるのかということと、それから、年間どれぐらいの調査をするのかなという、要するに今日は大丈夫だけど、明日は漏水してるという可能性も十分あると思うんですけど、それはだから年間何回かに分けてやるのかというその辺りもちょっと説明していただいてよろしいですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

エリアについてですけれども、この二つ挙げているんですけども、漏水探知技術というのは現在を見る調査業務になりますので、一度衛生をとって商品をAIにかけても解析したのが来れば、もうその時点のものがデータになりますので、また数年後に、また四、五年なりしたときに行っていく必要はあるかと思われましても、それは漏水は常に発生する場所が変わりますので致し方ないかと思います。エリアにつきましては、こちらは鹿屋市まで一緒に見ることができるやつですので、今後は共同発注も考えながら、プロポーザルでは、一応共同発注ができそうな場合は、その額を提案して、契約時は共同発注の額で契約してくださいというようなプロポーザルを行う予定です。もう一方のほうの老朽度解析調査につきましては、宮崎県、熊本県では大丈夫ということですので、こちらも同様にプロポーザルの時点で共同発注扱いが可能な場合は、そのようにしてくださいというような点数づけを行います。

○委員（藤田直仁君）

老朽度のほうは数年に1回いいのかもしれないんですけど、もう一つの漏水に関しては1回取って次が四、五年後となると、余り意味をなさないというか、漏水っていつ起きるか分からないわけですよね。それは本当に、とった時点で漏水してるかどうか分かるだけのことであって、もう常に漏水する可能性が秘めてる中で、老朽化してるわけだからですね。ちょっとそれが次が何年後というのはすごくなんか意味ないし、その1回にしてはすごく高額な金額を感じてしまうんですけど、その辺りはどのように、執行部として捉えてるんでしょうか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

こちらの業務につきましては、この霧島市の広さで人の手でやりますと、年間6分の1、できるかできないか、鹿屋市等でも6年かけて、全ての市をして回る形ですので、DXをこれを使わない限りは、6年たっても、6年たっても、やっとその1か所見るという形ですので、効率的にはかなりなっておりますし、そこにかかる人件費を考えると、はるかに安いものです。委員がおっしゃられるように毎年するのが、本来は好ましいですけれども、負担を考えると、厳しいかなと考えております。

○委員（久保史睦君）

今の事業の関連でちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。僕はこの事業すごく評価していて、かなり今6分の1のぐらい、どれぐらい効果というの、6分の1というのは費用的にも年数的にもすごくこれは評価している事業であります。その中でちょっとお聴きしていきたいんですけども、管路の更新ベース等というのはたしかKPIがこれ設定されたような気がするんですけど、違いましたかね、更新目標は。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

前期基本計画におきまして、おっしゃるとおりKPIの設定がございまして年1.0%を目標としてございました。後期計画におきましては、KPIの目標値から外しておりますが、先ほど答弁にあったように、令和11年度まで0.7%を目標に更新していきたいと考えています。

○委員（久保史睦君）

先ほどもう今の0.7%言っていたいただきましたので、少し話戻っていきますけれども、まず、法定耐用年数を超えた管路、これが割合的に本市において今どれぐらいなのか、こっからまず教えてください。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

法定耐用年数を超えた管路、管路経年化率という指標で出ておりますが、直近令和6年度決算におきまして、28.88%でございます。

○委員（久保史睦君）

この導入前、いわゆる現状までの現在の更新ペースで、あと何年でその管がゼロになりますか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

そこの試算はしていないんですけども、到底追いつかない状況であります。

○委員（久保史睦君）

ちょっと予算の積算のほうから聴きたいんですけども、管の更新率が0.3から今度0.7という部分は間違いないですね。これ、全国平均はどれぐらいなんですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

少しお時間ください。

○委員（久保史睦君）

最後にもう1点お聴かせください。霧島市において、漏水の件数というのは、大体何件ぐらいで推移をしてますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

先ほどの質問に先にお答えさせていただきます。管路更新率につきましては、全国平均で、0.59%となっております。また、あと年間の漏水件数でございますけれども、給水管、いわゆる二次川と我々が呼ばせていただいている、そういったものを除いた公道上、道路上のもので年間約200件となっております。

○委員（町田和己君）

関連でお尋ねいたします。ちょっと聴き漏らしたら申し訳ないんですけども、これ衛星を用

いた技術で漏水調査ということで、上下水道と簡易水道まで全て網羅できるのか、お聴かせください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

上水道と簡易水道のみになります。下水道は含まれません。

○委員（町田和己君）

それは深さの問題ででしょうか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

下水道の入っているところの高さも当然なんですけれども、下水道の老朽漏水探知っていうのは、中に船をリモコンで浮かべたりとか、ドローンを飛ばしたりとか、そういったものが主流になっているようです。

○委員（山口仁美君）

口述書の3ページ、債務負担行為の下の行がちょっと気になっておりまして、令和10年度に工業用水道事業及び霧島市内の簡易水道事業を廃止し、上水道事業に統合するに当たり国の認可を受けるために必要な業務を行うものというようなことで、こちらは債務負担行為として設定をされているものなんですけれども、この簡易水道事業の廃止についてもどのようなスケジュール感なのか教えていただけますか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

これ認可の変更についての予算なんですけれども、今、霧島市では、上水道事業の経営、簡易水道事業の経営、工業用水道事業の経営、三つの経営を行っております。まず一つ工業用水道事業を令和10年4月1日から水道事業に統合、移管しますという決定がなされております。その中で上水道事業に取り組むための変更認可というのが必要になってまいります。また、国の施策として、簡易水道事業は、5,000人未満の認可を有するところなんですけれども、ここについてはもう廃止の方向です。変更認可がある中で、上水道事業として経営を一体化しなさいという指導がありますので、今回の変更見直しの中で簡易水道を廃止して、上水道事業として経営をしていく。その中で施設等に何ら変化はないものとしております。

○委員（野村和人君）

今の簡易水道という範囲と、今市として管理できていないそれぞれの市内全域の簡易水道とまた別にあるかと思うんですけれども、そういったものも、先ほどの探知のほうは一緒にできるのかなと思うんですが、そういう情報共有ということができのでしょうか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

2次調査はできませんけれども、1次調査でもらったデータをお渡しすることは可能だと考えております。

○委員（野村和人君）

別の口述の2ページのときに重要な資産の取得及び処分のところで、旧大津浄水場用地を売却するための必要な事項ということだったんですけど、ここについて、詳しく御説明いただけますか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

大津浄水場の売却につきましては、まずプロポーザルで売却をする予定ですので、プロポーザルにかかる費用として2万円、報償費と費用弁償です。アスベスト調査、こちらする必要がありますので事前調査分として55万円、採取分析分として577万5,000円、薬を使っておりますので、塩素などを使っておりますので、土壌調査をする必要があります。地歴調査132万円と、そのあとの土壌汚染調査275万円、土地の確定測量する必要がありますので、その費用として291万5,000円、合計1,333万円を計上しております。こちらの費用につきましては、当該土地の売却の最低価格のほうに上積みしたいと考えております。

○委員（野村和人君）

これをいつ頃公売とかいう形になるのか、そこについての御説明を追加をお願いします。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

予算が採択いただけましたら、各種調査を開始すると同時にホームページでこういったことをしますというのを事前にお知らせします。そのあと8月から10月にかけて公募を開始しまして、12月にはプレゼンテーションを行って、優先交渉権者を決定したいと思います。その建物についてやはり住民との協議が必要になってくるとお思いますので、住民説明会等をしていただいた後に、最終的な契約をして、3月末までには土地代の納入及び引渡しができるばと思っておりますけれども、令和9年度に流れ込む可能性も、住民説明会しだいではあると考えております。

○委員（野村和人君）

庁舎内で利用するという検討をした上で、その利用はないだろうということから、今の原因だったということによろしかったですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

これまでも様々な事業者などから声をかけていただいたりとかして、商工会議所、商工会ですね、見ていただいたりしてたんですけれども、引取り手もなく、市のほうでも引き取れないという、活用のしようがないということで、中に配管が入ってたりしますので地面の下に、工事費だけでも約5億円ぐらいかかるのではないかと、取り除くだけです。その土地の値段と合わないので、プロポーザルで現状有姿でお渡ししようと考えております。

○委員（渡邊理慧君）

今の天津浄水場用地なんですけれども、建物などはもうそのままということによろしかったですか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

現状有姿を売却のプロポーザルの根本としております。

○委員（山口仁美君）

すいません、水道事業会計なので対象に当たるのか分からないんですけれども、上下水道部のほうの水道工務課工務第1グループ、第2グループ等に会計年度任用職員が複数配置をされているかと思うんですけど、土木作業員とかも入っているんですけれども、この方々も、今回総務課から発出されている45分カットの対象になっていらっしゃるのかどうか、そして対象となっている場合は業務に支障はないのかというこの2点について、説明をお願いします。

○水道工務課長（養田 健君）

今委員がおっしゃったとおり水道工務課には12名の会計年度任用職員がいます。土木作業員が7名、事務補佐員が5名います。その12名についても45分短縮の対象者にはなっております。土木作業員の仕事内容といたしましては、施設の維持管理、次亜塩素ナトリウム塩素の補充等を行ったり、事務補佐員につきましては、窓口業務や給水申請受付業務などを行っているところです。勤務時間が45分に短縮することについて、土木作業員、事務補佐員と協議をしましたが、土木作業員については、業務に影響がないような状況です。事務補佐員はシフトを組んで対応し、場合によっては職員の対応となりますが、職員が漏水等の緊急時で対応できないときは、会計年度任用職員に了承いただいた上で、時間外勤務命令で対応するなどして影響がないようにしていきたいと考えているところです。

○委員（渡邊理慧君）

10月から水道料金の値上げを検討されていると思うんですけれども、その値上げされた分の予定で、この給水収益というのは見ているんでしょうか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

条例改正案の提案と同時に予算措置についても行っております。

○委員（渡邊理慧君）

今、物価高騰でやはり、このタイミングでというのはちょっと理解が得難いというところもあるんですけど、そういったところに関しては、市民の声とかどのようなことを聴かれています、それに対してはどう思っているのかお伺いをいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

水道料金の改定につきましては、全協をはじめ委員会、一般質問等で、今まで様々な議論をさせてきていただきました。今回16年ぶりに水道料金を改定するという事で、ありがたいことに新聞報道等で大々的に取上げていただいたことがあります。それを受けて、4件ほど市民の方から意見が頂きました。うち2件については、水道の更新は必要なので、災害に備えて、更新をしてくださいというような建設的な意見も頂いたところでございます。

○委員（渡邊理慧君）

私も水道管の老朽化に伴う布設替えの必要性などは理解をするところでございますが、残りの2件の方の意見はどういった内容だったのか、教えていただけますか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

頂いた御意見につきまして、抜粋して申し上げさせていただきますと、一つにはですね、下水道についてもちょっと御質問がありまして、下水道の改定があるのかないのかということとあわせて、こんなにいろいろ要件挙げられた生活も厳しいよねということに特に怒った様子もなくお話をされる方がお一方。あともう一つはですね、いきなり23%も値上がりする、将来60%と聞くんですけども、ちょっと困るよね、本当にこれは決定なのかということにつきまして、今議会でお諮りをした上で今後も丁寧に説明をさせていただきますということで、これも特に怒った様子はなくお電話を頂いた、その2件がございました。

○委員（渡邊理慧君）

市としては今後、説明会等はなさらないということでしたがその認識でよろしかったですか。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

はい、説明会につきましては、今のところ予定はしてございません。その代わりに、先日もちょっとお話しさせていただき、委員会のときにもお話しさせていただいたんですけども、様々な媒体を使いまして周知を図っていきたくと考えております。もちろん広報紙、ホームページ等も活用していくんですけどもよく議論になるような、広報誌等については自治会加入者が見れないとか、ホームページについては、高齢者等がコンピューター等に詳しくない方は見れないというようなことをよく聞くんですけども、水道事業につきましては、毎月1回ずつ検針員さんが各メーターを検針してまいりますので、検針員さん達を活用いたしまして周知を徹底していきたくと考えているところでございます。

○委員（野村和人君）

今のお話だと広報誌とホームページに載せないということなんでしょうか。そこを確認させてください。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

いや、広報紙も載せてホームページにも載せて、あわせて検針員さん達にチラシをお願いしようかと思っているところでございます。

○委員長（植山太介君）

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第37号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時14分」

「再開 午後 3時15分」

### △ 議案第38号 令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第38号、令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

議案第38号、令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について説明します。本予算は、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水等の安定供給を目的として編成しました。霧島市工業用水道事業会計予算の2ページをご覧ください。第2条業務の予定量について、令和8年度の給水事業所数は、25契約事業所、年間総給水量は、11万7,165<sup>m</sup>、一日平均給水量は、321<sup>m</sup>を見込んでいます。第3条収益的収入及び支出は、収入及び支出の総額、それぞれ2,822万6,000円を計上しています。3ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出は、収入ゼロ円、支出の建設改良費1,623万3,000円を計上しています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第38号、令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、工業用水道事業会計予算と予算に関する説明書、工業用水道事業会計予算説明資料です。工業用水道事業会計予算の2～4ページは、部長説明と重複しますので、省略します。予算に関する説明書の6～7ページの予算実施計画については、14ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。8ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、令和8年度の資金期末残高を2,338万9,000円と見込んでいます。9ページは、令和8年度の予定貸借対照表です。左側の資産の部、右側の負債の部と資本の部の合計は、それぞれ2億8,306万3,703円です。10ページは、令和8年度の注記表です。11ページは、令和7年度の予定損益計算書です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が、2,126万円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は86,000円で、これを当年度の純利益と見込んでいます。12ページは、令和7年度の予定貸借対照表です。左側の資産の部、右側の負債の部と資本の部の合計は、それぞれ3億146万2,703円です。13ページは、令和7年度の注記表です。続いて、14ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。14ページ、収益的収入の工業用水道事業収益のうち、営業収益の給水収益は679万4,000円、営業外収益の長期前受金戻入は1,842万3,000円です。支出については、工業用水道事業会計予算説明資料2ページで説明します。(款)工業用水道事業費用(項)営業費用の原水及び浄水費は、271万7,000円です。主なものは、水源地施設電気料の動力費等225万6,000円です。配水及び給水費は、278万3,000円です。主なものは、水質検査、施設監視業務等の委託料38万8,000円、量水器等の修繕費192万6,000円です。総係費は、通信運搬費等の27万4,000円です。3ページ(款)資本的支出(項)建設改良費の配水設備工事費は、上野原工業用水無線テレメータ設置のための委託料及び工事請負費1,600万円です。メーター費は23万3,000円です。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（植山太介君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（香山二郎君）

予算説明書の14ページなんですけれども、収益的収入及び支出のところの収入の営業外収益の3の長期前受金戻入に、1,842万3,000円とありますが、これがどういうお金を少し説明していただけないでしょうか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（佐々木宏大君）

本市の工業用水道事業はその成り立ちが鹿児島県の事業からスタートしておりまして、私どもとしまして工業用水道事業の資産を受け取る、頂くという形で事業を開始いたしました。そのときに見積もった工業用水道の資産の総額というのが、一般会計でいうと何かその年の収入になるんですけれども、耐用年数、長年使えるものでございますので、そのとき受け取った相当額を耐用年数で割戻したものを毎年の予算のうちの収入として長期前受金戻入として計上しているものになります。

○委員（香山二郎君）

ちょっといまいち理解ができなかったんですけど、もう先に払ったものを分割し、先に受入れたものを、分割して支払ってるという意味ですか、ではない、収益だから受け取ってるんですよね。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（前田裕介君）

長期前受金戻入については、公営企業会計において、補助金などで取得した固定資産の減価償却に合わせて、長期前受金として毎年度収益に振替えて帳簿上で利益を発生させるという仕組みになります。簡単に言いますと、1億円の事業に対して5,000万円の補助金があったとしますと、減価償却、例えば10年でありまして減価償却で、1億円の10分の1ずつ1,000万円ずつ減価償却していくんですけれども、補助金が5,000万円ありますので、その補助金もその年度の収入とするわけではなく、補助金も耐用年数に合わせて10年分割で収益として計上していくことになります。

○委員（香山二郎君）

損益計算書でいうと、純利益が8万6,000円でほぼほぼない状態なのかなという気がしたんですけども、その区分、先ほど長期前受金のところは、受贈財産というような表現になってたので、ちょっとどういった意味かなと思って質問させていただきましたけど、そういったことで理解をしました。工業用水に関しては、私が聴いた話ですけど、実態赤字で財源補填してって10年に一般水道に統合するというふうに向っております。その中で、支出のところ、説明資料の3ページの、排水設備工事費というところで設備投資をしようとしていると思うんですけども、この無線テレメーター設置というのはどういった設備か、御説明いただけないでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

水を供給するために、水源池のポンプの制御、それと配水池の制御、それと監視、クラウド端末を利用して、施設が順調に機能してるかどうかというのを監視しております。これの通信のやり方として、NTTのアナログ専用線を使わせていただいております。この専用線が2029年3月31日をもってサービスを終了するというふうに決定をしておりますので、それにかわるものとして無線化を独自に導入して、それで施設の制御、それと監視を継続していくというための工事になります。

○委員（香山二郎君）

それは、一般水道に統合した後も引き続き使う施設という理解でよろしいでしょうか。

○水道工務課主幹（深水孝志君）

そのとおりです。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第38号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時28分」

△ 議案第39号 令和8年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第39号、令和8年度霧島市下水道事業会計予算の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（秋窪達郎君）

下水道事業会計予算書の説明の前に、上下水道部が所管する主要事業について説明します。配付資料令和8年度当初予算主要事業の21～24ページをご覧ください。雨水対策については、霧島市雨水管理総合計画に基づく整備をこれまで以上に早急に進めることが求められています。このような中、日当山地区においては、調整池の令和8年6月の完成に向けて整備を行い、姫城地区においては、引き続き、樋門及び排水路整備を進めてまいります。また、国分中央地区においては、新たに国分運動公園調整池の整備に着手します。さらに、令和7年8月の豪雨災害も踏まえ、国分中央地区及び隼人町見次地区の浸水被害軽減を図ることに特化した計画策定を目的に、段階的対策計画の見直しを予定しています。これらの下水道事業による雨水対策に要する予算として、令和8年度予算に総額8億4,875万6,000円を計上しています。それでは、議案第39号令和8年度霧島市下水道事業会計予算について説明します。本予算は、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するとともに、霧島市雨水管理総合計画に基づく、豪雨時の浸水・冠水被害の軽減を目的とした施設整備のために編成しました。霧島市下水道事業会計予算の2ページをご覧ください。第2条業務の予定量について、令和8年度の排水戸数は1万8,885戸、年間総処理水量は469万6,852立方メートル、1日平均処理水量は1万2,868立方メートルを見込んでいます。3ページをご覧ください。第3条収益的収入及び支出は、予定量に基づき、収益的収入14億5,592万3,000円、支出12億8,207万6,000円を計上しています。4ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出は、資本的収入15億5,128万1,000円、支出19億3,697万7,000円を計上しています。5ページをご覧ください。第5条債務負担行為は、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給等に関する事項を定めています。その他詳細については、上下水道総務課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いします。

○上下水道総務課長（川畑信司君）

議案第39号 令和8年度霧島市下水道事業会計予算について、説明します。説明資料は、下水道事業会計予算と予算に関する説明書、下水道事業会計予算説明資料です。下水道事業会計予算の2～4ページは、部長説明と重複しますので、省略します。5ページ、第5条債務負担行為のうち、霧島市公共下水道事業計画変更業務は、霧島市公共下水道事業計画が令和9年度までとなっていることから、令和10年度以降に事業計画変更を行うとともに、市街地の開発状況等を踏まえて全体計画の見直しを検討することを目的に令和9年度までの債務負担行為を設定するものです。第6条「企業債」は、資本的収入である企業債の限度額等を定めています。予算に関する説明書の9～12ページの予算実施計画については、32ページ以降の予算参考資料に、節ごとの積算を掲載していますので、後ほど説明します。13ページは、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、令和8年度の資金期末残高を4億2,361万円と見込んでいます。14～19ページは、給与費明細書です。20～21ページは、債務負担行為に関する調書です。22ページは、令和8年度の予定貸借対照表で、左側の資産の部、右側の負債の部と資本の部の合計は、それぞれ224億6,236万3,105円です。23～25ページは、令和8年度の注記表です。26～27ページは、令和7年度の予定損益計算書です。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失が、4億7,959万6,000円、これに営業外収益及び営業外費用

を加減した経常利益が、2億1,826万9,000円、これに特別利益及び特別損失を加減した2億1,820万円を当年度の純利益と見込んでいます。28ページは、令和7年度の予定貸借対照表で、左側の資産の部、右側の負債の部と資本の部の合計は、それぞれ215億5,105万1,530円です。29～31ページは、令和7年度の注記表です。続いて、32ページ以降の予算参考資料について、収入、支出の計上額の主なものを説明します。32ページは、収益的収入です。下水道事業収益の営業収益のうち、下水道使用料は6億2,498万8,000円、雨水処理負担金は8,435万5,000円です。営業外収益のうち、他会計補助金は1億7,846万6,000円、長期前受金戻入は3億3,205万4,000円、資本費繰入収益は2億2,907万8,000円です。収益的収入の合計は、14億5,592万3,000円、前年度との比較で、2,911万7,000円の減です。33～37ページは、収益的支出です。下水道事業会計予算説明資料で主なものを説明します。2ページ、(款)下水道事業費用(項)営業費用の管渠費は、1,494万2,000円です。主なものは、管渠清掃業務の委託料460万円、修繕費950万円です。雨水管渠費は、195万7,000円です。主なものは、土砂除去重機の賃借料89万4,000円、調整池ポンプ電気料の動力費64万4,000円です。ポンプ場費は、4,315万1,000円です。主なものは、中継ポンプ場維持管理業務等の委託料1,610万3,000円、修繕費1,284万円、動力費1,126万6,000円です。雨水ポンプ場費1,000円は、保険料です。3ページ、処理場費は、2億7,854万3,000円です。主なものは、職員2人分の給与等のほか、処理場維持管理業務等の委託料1億3,500万円、修繕費4,390万円、動力費4,480万5,000円です。総係費は、1億5,636万3,000円です。主なものは、職員3.5人及び会計年度任用職員4人分の給与等のほか、公共下水道事業計画変更業務等の委託料8,009万3,000円です。雨水総係費は、5,104万9,000円です。主なものは、職員5.5人分の給与等のほか、電算業務負担金等の負担金113万6,000円です。収益的支出の合計は、12億8,207万6,000円、前年度との比較で、28万5,000円の増です。次に、資本的収入です。予算に関する説明書38ページで説明します。資本的収入のうち、企業債は3億8,280万円、雨水企業債は3億9,970万円、雨水他会計負担金は1億2,096万6,000円、国庫補助金は2億2,945万円、雨水国庫補助金は3億8,879万6,000円です。資本的収入の合計は、15億5,128万1,000円、前年度との比較で、1億8,872万4,000円の減です。39～40ページは、資本的支出です。予算説明資料で説明します。4ページ、(款)資本的支出(項)建設改良費の事務費は1,161万2,000円で、職員1人分の給与等です。管路建設費は、3億730万円です。高千穂地区管路施設点検調査業務の委託料500万円、管渠工事等の工事請負費3億230万円です。雨水管路建設費は、8億4,888万8,000円です。主なものは、国分中央地区ほか浸水対策業務等の委託料9,597万7,000円、姫城地区排水路整備工事等の工事請負費7億2,929万9,000円です。5ページ、ポンプ場建設改良費は、1億3,443万円です。国分第一中継ポンプ場電気設備更新工事委託の委託料1億2,200万円、マンホールポンプ場機械設備更新の工事請負費1,243万円です。処理場建設改良費は、2億540万円で、牧場クリーンセンター機械設備更新工事委託等の委託料です。資本的支出の合計は、19億3,697万7,000円、前年度との比較で、2億6,336万7,000円の減です。以上で、下水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長(植山太介君)

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(野村和人君)

まずは下水道会計、これは、予算書の中の排水戸数が2ページに掲載されてます1万8,885戸、これは高千穂と国分隼人地区と合わせた数字なのかなと思いますが、それぞれ分けられますか。高千穂が何人になりますか。

○上下水道総務課主幹(蔵原寛久君)

少しお時間をください。

○委員(久保史睦君)

接続率について、下水道へのお伺いをしたいと思います。現状の接続率と令和8年の接続の見込みを教えてください。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

令和7年3月末現在の接続率になりますけれども、国分隼人処理区のほうが86.8%、高千穂処理区のほうが78.1%です。見込みにつきましては、上下水道の整備につきましては、まず整備面積で計上していますので、今年度は7haを予定しています。

○委員（久保史睦君）

もう1点お尋ねしたいと思います。全体的に見て、今回使用料改定、予算を積算するに当たり、そういった議論は何かされた経緯がありますか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

下水道の使用料の改定につきましては、令和8年度で運営委員会を開催しまして、令和9年度の必要性を考えているところでございますけれども、そのような形で、以前、125円に上げる際に議会のほうに説明させていただいております。

○委員（山口仁美君）

関連でちょっとお伺いをいたします。下水道の事業に関しては、下水道経営戦略を立てて実行をされてきたものと理解をしているんですけれども、その中で今久保委員がおっしゃった、使用料の改定を令和9年度、から150円でしたかね、立米当たり、ということで、以前に説明を受けたと思うんですけれども、今現在の時点では、処理場の問題とかもあるので非常に大変な状況だと思うんですけれども、この150円の改定というのは、今のところ予定どおりになりそうでしょうか。まだ上ぶれする可能性がありますでしょうか。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

現時点で150円を超えることはないものと想定はしております。

○委員（渡邊圭章君）

説明資料の5ページで処理場建設改良費の2億540万円、全て牧場クリーンセンター機械設備更新工事委託費とあるんですけれども、その中に国分隼人クリーンセンター耐震詳細設計という文字があるんですけれども、ここについてお聴かせください。

○下水道工務課主幹（小濱健一君）

国分隼人クリーンセンター耐震補強詳細設計、設備更新詳細設計に関する協定が1億2,200万円ですけど、耐震補強工事と設備更新工事は同時施工であるために、耐震補強詳細設計と設備更新詳細設計を行い、事業費を算出し、更新計画を立てるものであります。処理場の中のいろんなこの部位というか、あるわけですよ。それを総合的に、更新の額を出す。その場所によっては耐震補強しなければならないという場所があります。例えばこの増し打ちとか梁の補強とかそれも総合的に考えて、その順位を全体の処理場の更新をする。今年はここをしよう、来年はここをしようというような計画を立てる、委託費であります。

○委員（藤田直仁君）

ちょっと先に別件で、ポンチ絵の21、隼人地区の調整池の整備事業のことで、1回作った貯水池に排水をためるってのは分かるんですけど、出し方というのはどのような形の方法をして出していくというのをちょっと教えていただいてもいいですか。

○下水道工務課雨水グループ長（和田伸一君）

調整池にたまりましたら、水路の水位が下がって、雨が小康状態、落ちつきまして、水路の水位が下がった時点を水位センサーが感知しまして、それに伴って、ポンプがかかりまして、少しずつ排出する仕組みになっております。

○委員（藤田直仁君）

ということはもう全部自動で人の手は借りないという考え方でよろしかったでしょうか。

○下水道工務課雨水グループ長（和田伸一君）。

おっしゃるとおりです。

○委員（藤田直仁君）

続きまして、ポンチ絵の 23、今回は国分中央地区と隼人ですかね、2か所を集中的にやるという形の計画なんですけど、平成 31 年ですよ、その前の今現状のやつが、3月に施行されているやつですが、そこへんたいの整合性というか、あと結局 4ブロックに分けてたしかやりましたよね。年次計画もあって短期、中期、長期というような形の区分もありましたですよ。その辺りの整合性というか、考え方というのはどのようなふうにとればよろしいでしょうか。

○下水道工務課雨水グループ長（和田伸一君）

現計画との整合性についてですけど、昨年たくさん被害がありまして、とれる対策をまずは調査しまして、対策をとりまして、検討しまして、計画が大幅に変わるようであれば、一旦そこでほかの事業との計画を整合をとらないといけないというふうに考えております。まだ、ちょっと調査をしてない状況で何とも申し上げられないんですけど、できるだけ可能な限り早く対策がとれるよう検討していきたいと考えております。

○委員（藤田直仁君）

気になるのは、結局、今回、国分それから隼人地区をやってもらうの大変ありがたいことなんですけれども、いわゆる短期、中期、長期で計画されたほかの 2ブロックもあるわけじゃないですか。その辺りはまた遅れるのではないかというような、ちょっと心配もしてるんですね一方では。その辺りの何ていうかな、考え方というのはどのようなふうにも今、執行部は考えてるんだろうかとちょっとお聞きしたかったんですが。

○下水道工務課雨水グループ長（和田伸一君）

ほかの事業の優先順位を可能な限り落とすことなく、追加で国庫補助事業の枠を何とか得られるような努力をしていきたいというふうに考えております。

○委員（香山二郎君）

ちょっとまた収支の件でお尋ねしたいんですが、先ほど、建設部の土木課の審査の中で下水道事業に対する補助が 6 億円ぐらいあるという、そういう項目があったんですけども、この下水道事業の収支の中のどこにあらわれると考えればよろしいでしょうか。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（前田裕介君）

まず、この補助金の性質についてなんですけれども、下水道事業については、簡単に説明をいたしますと下水道事業は、市費負担、いわゆる使用料収入で賄うということ、雨水事業については公費負担使用料が発生しませんので、公費負担という原則があります。この原則に従いまして、雨水事業については、国庫補助金等の財源がない分については、一般会計からの繰入れ金で賄うことになります。また、下水道事業は市費負担、使用料収入で賄うと説明をいたしましたが、総務省が毎年示します繰り出し基準において、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認めるもの、簡単に言い換えますと使用料収入で賄うことができないものについては、一般会計から繰り入れることができると示されております。今説明をした下水道事業と雨水事業二つの項目について、基準内の繰出金として一般会計から繰り入れるものが先ほど建設部からの説明でありました下水道補助金負担金の説明になります。下水道事業の収入の予算で言いますと、収益的収入のほうにございます営業外収益の他会計補助金、その下にある 5 番の資本費繰入れ収益、営業収益にある 2 番の雨水処理負担金、これが収益的収入で一般会計から繰り入れるものの充当先によってこの名称が変わるんですけども、この三つとなっておりまして、あと資本的収入のほうにございます他会計負担金のうち雨水他会計負担金、こちらの合算が下水道補助金負担金の合算額ということになっております。

○委員（山口仁美君）

今の件で確認をしたいんですけども、基準内の繰入金、いわゆる雨水対策の部分と、それから、基準外の繰入金というのがどのような金額になっているのか教えてください。

○上下水道総務課主幹（蔵原寛久君）

少しお時間ください。[同ページに答弁あり]

○委員（野村和人君）

国分運動公園の貯水池整備事業についてお聴かせください。こちらのスケジュールについては、今年度設計等をして令和9年から貯水池の整備開始というふうになっているのかなと認識してはいますが、こちらはスポーツ・文化振興課のほうで今度、体育施設の400m走行のグラウンドについて、走路について改修をします。それが、令和8年度中で終わるところなんですけども、終わったタイミングでこの貯水池の整備事業ということになってしまうのかなと想像します。あそこの運動公園については駐車場について、すごく毎回大会がある度に問題になってるんですけども、この行程について、お互いに協議したのかという話ではちょっとお聴かせいただいたんですけども、改めてこれをもう少しでも早く着工なりして、このずれを短縮できるように検討できないかどうか、お聴かせください。

○下水道工務課雨水グループ長（和田伸一君）

国分運動公園調整池整備事業については、令和8年度でまず排水路工事を開始し、令和9年度から10年度で調整池を整備する計画としています。期間中は通行どめとなりまして、イベント等に影響してしまうため、関係課と事前に案内や調整等をしっかりやっていきたいと考えております。第2駐車場に整備する調整池については、工事の前に都市計画法の手続が必要となっております。これは都市計画審議会の開催や鹿児島県の審査を受けるなど、手続に1年ほどを要してしまうことから、やむなく令和9年度の着手というふうに計画しております。

○委員（野村和人君）

審議会等のことも確かに大事だとは思いますが、少しでも、早めに着工できるように努力していただきたいと思っております。

○上下水道総務課政策グループ主任主事（前田裕介君）

すいません、先ほどお答えできなかったものについて、まず、野村委員から質問がございました。予算書の2ページにあります排水戸数の内訳でございまして、1万8,885戸のうち、国分単人地区が1万8,193戸の見込み、牧園地区については692戸の見込みでございまして、続きまして、山口委員からございました下水道補助金の下水と雨水の内訳についてですけども、令和8年度予算で一般会計から繰り入れる、繰入れ額の総額が6億1,286万5,000円となっておりますけれども、そのうち雨水事業分として繰り入れる金額が2億532万1,000円。下水事業分として繰り入れるのが4億754万4,000円となっております。

○委員（野村和人君）

今年度で高千穂地区にも、先ほど管路工事のやつが3億2,230万円とかほかにもマンホールの改修とかいろいろ高千穂地区の改修工事もしていくわけですけども、これについて高千穂地区の排水戸数のこれからの推移、見込みについて検討されたのか確認させてください。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

高千穂地区の人口等につきましては、令和5年度、6年度比較した結果が、世帯数が46世帯減、人口108人減、水洗化の世帯数42歳世帯減、人口が81人減となっている状況です。

○委員（野村和人君）

その事実を踏まえた上で検討していったかどうかの確認をさせていただいております。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

高千穂地区の整備につきましては、ほぼ全体的には整備が終わってる状況です。残ってるのは末端の宅地化されていない土地残ってます。どこも人口が減っている状況ですので、今のところちょっと増のほうは見込めるのかなと思っています。

○委員（野村和人君）

全国的に言うと32か所も下水道から浄化槽に切替えているところもあるようです。国交省も、撤去費用について補助を考えたりとかしてるところもあるようです。しっかりと長期的に今からの維持管理について考えていかなければいけないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員（町田和己君）

予算説明書の2ページ、下水道事業費用のところ、管渠費、雨水管渠費というところなんですけれども、先ほど上水道と、簡易水道で衛生のほうを用いた漏水検知というところは伺ったんですけれども、下水はそれはできないということで、この下水は今どのような点検方法を行って、またどれぐらいのスパンで行っているか、お聴かせください。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

下水道の点検につきましては、下水道ストックマネジメント計画あります。それに基づきまして、老朽化する下水道施設を長期的な視点で点検、調査、修繕、改築し、持続的かつ効果的に管理する計画を立てています。リスク評価に基づいて、優先順位を決めまして、費用縮減や機能維持を図っている状況です。点検方法につきましては、管路につきましてはカメラ等を入れて、直接、映像確認しながら調査してるところです。

○委員（町田和己君）

その点検のスパンなどは特に決まっていらないということですか。

○下水道工務課長（八反田竜一君）

施設につきましては、重要な路線につきましては5年に1回とか、完成について5年に1回、10年1回それぞれ計画的に定められてますので、それに基づいて調査を行って、点検を行っています。

○委員（町田和己君）

質問したのが、去年のちょうど1年前ぐらいに、他県で道路の陥没、これが下水管だったかなと思って、霧島市も同じような事例が起こらないような対策をお願いいたします。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第39号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩をします。

「休憩 午後 4時04分」

---

「再開 午後 4時23分」

## △ 議案処理

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。

## △ 議案第31号 令和8年度霧島市一般会計予算について

○委員長（植山太介君）

まず、議案第31号、令和8年度霧島市一般会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見

はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、月額報酬の会計年度任用職員について各課に確認を行いました。一般質問の段階では一律に45分カットするというので当初予算の予算上の数値としては、全てそのままなんですけれども、答弁の中で、その状況に応じて、調整をできるような課もあれば、そうでない課もあったので、ここは、この予算委員会としてどのように判断するのかというのはちょっとほかの方の御意見も聴いてみたいです。

○委員（久保史睦君）

今回、非常に大きな事業の一つに重層的支援体制事業というのが入っております。いろんな部署でいろいろお話を聴いていく中で、やはりこの横との連携、細かい連携をとっていかないと、ちょっと事業がどうなってくるのかなというのがあったので、そこはちょっと改めて強く求めていきたいなというところをすごく感じております。あわせて、今、山口委員からもありましたように、会計年度任用職員の在り方というのを同時に考え直して専門職を入れていかないと、なかなか厳しいのかなという見解を持っているところでございます。もう1点は、教育委員会関連なんですけれども、学校給食費についての無償化と云々という議論が交わされましたけれども、これは無償化ではなくて、保護者負担がなくなるということを、学校等を通じて周知をしておかないと、誤解を招いてしまうということは、教育委員会のほうにやはりちょっとそういう周知ができないかというのは、お伺いを立てたほうがいいのかなのを感じているところでございます。それともう1点、同じく教育委員会に関連なんですけれども、今回の富隈小学校の現地調査に行ったときに、校庭に車でそのまま入っていったんですよ。これちょっといかがなものかなと。帰りのときには、子どもたちが授業をしている中を、校庭を車で行くと、なぜ今回駐車場にとめては我々歩いていけばいい話なんですけれども、なぜあそこまで車で行く必要があったのかと。非常にこれ違和感を感じた、あまりよろしくないというふうに思ったので、この点だけはちょっと指摘をしておきたいなと思います。もう普通に学校には駐車場がありますのでそこに停めて歩いていけばいいのではないかという部分を指摘をしておきたいと思います。

○委員（野村和人君）

今回の令和8年度当初予算の編成において、縦割り行政による精査不足を感じたという、一部感じたというふうに申しときたいと思います。例えば市民環境部のスポーツ・文化振興課の児童生徒芸術鑑賞会事業のバス借上げについてと、教育委員会の教育総務課のスクールバス運営事業の33人乗りスクールバス購入事業について、知らなかったというようなこともございましたので、そういう精査、また、学校給食の物価高騰対策での小学校の給食費についての公費負担についてと準要保護の就学援助事業、給食費の部分の小学生への8割補助部分、こちらについては両方に予算計上されているということが判明したと思います。また、先ほど確認しましたが、その他の部分でも、桝志田運動公園の400mトラック改修工事と雨水に対する対策の調整池の工事についての駐車場対策、工期についての調整について、致し方ないという話もありますけども、改めてもう一息留意した部分が、今後必要ではないかなというふうに思いますので、しっかりと予測を含め、課題把握しながら、事前の対策を考慮していただきたいというふうに思います。

○委員（山口仁美君）

総括審査の中で答弁があった部分なんですけれども、令和8年度の予算そのものは、令和7年度に比べると大分金額的には落ちてはいるんですけども、これは大型事業が減ったということが主なんですけれども、一方で財政調整基金の残高の減りが非常に心配なところの水準まで来ているのかなと思っております。答弁の中で、もう一度、令和7年度と同じような大きな災害があった場合にはちょっと大変だというようなこともありましたので、この基金の涵養について、議会のほうも

もう少し注意を向ける必要があるのかなというふうに思います。あと、DX化して、いろいろ、業務効率を上げたりとか、住民の方々の利便性が上がったという部分もあるんですけども、この政策効果というところかというと、投資の額に対してどうなのか。実際、人件費とかに換算してうまく予算が圧縮できたりしているのかということはどうも数値化はできていないようなことであつたので、今後そこをしっかりと見ていくことが必要なのかなというふうに思います。

○委員（藤田直仁君）

今回公立学校の在り方委員会の中で、公立幼稚園もその対象になるということが分かりました。公立幼稚園が2校で定数200に対して28名、それに掛けてる予算が約6,700万円。1人当たりになると240万円の経費を使ってやってることになります。もう一つは福祉部で管理している保育園ですかね、名称的には。それは3校でやはり28名、定数はたしか130名程度だと思います。多額の公費を使いながら今やってるんですけども、野村議員も指摘はされましたけど、もう前々からそれも事実も分かっている、なかなかそれが進展していないということもありましたので、これから財源をますます圧迫して厳しくなっていく中で、やはり民間の活用というのも含めて、今、通ってる生徒さんに影響がないように、同地区の民間企業もうまく活用しながら、そこをうまく対処していくということをぜひ検討を早急にやっていただきたいなというふうに感じたところでした。

○委員（渡邊理慧君）

会計年度任用職員の件については、決定をするまでに職員の方に通知をして、今後、時間を減らして仕事をしていくという形になるかとは思いますが、専門職の方も多ということから、市民の皆さんに対するサービス等の質の低下、もしくは職員の方の時間が短くなったことによる業務が過重にならないように、しっかりと見ていっていただきたい。今後、そういったところもちゃんと注視していく必要があるのかなとは思っております。あとは、教育部のほうで、就学援助費のことも先ほど今日、給食費の検討も重なっているんですけども、これも給食費限らず、就学援助は令和4年の改定以来、受けにくいということも出てきていますので、今後も予算としては減ってきているんですがそこも注視していきたいなと思っております。

○委員（山口仁美君）

すいません、1点忘れておりました。子どもくらし相談センターの職員の時間外の状況を聞いたときに、1グループ、2グループとも令和5年度で327時間とか637時間とか726時間といった形でかなり時間外が常態化している様子も見えました。会計年度任用職員の時間のカットのみならず、業務量がどの程度あってそれに対して必要な人員が配置されているのかということも非常に気になっているところです。これも、後々、文教厚生常任委員会なのか、それとも人の配置というところで言うと、企画部、総務部あたりなのかちょっと精査する必要がありますけれども、今後もちよつと調整を必要とするところかなと思っております。

○委員（香山二郎君）

市民環境部のところで、松永地区の運動施設管理事業の中で、隼人温水プールの話がありましたので、課長の御説明の表現がプールは休館していますというふうにおっしゃってました。私その後、ホームページも見たんですけど、休館という表現になってまして、やはり休館という表現になると、また待っていると再開するのではないかという期待感、市民の方が持たれるのではないかなというふうに思ってます。ただ、部長の答弁では、極めて可能性が低いというふうにおっしゃってましたので、早い段階で結論付けて、廃館なら廃館、もう決めたことをアナウンスすべきではないかというふうに感じております。

○委員（町田和己君）

今日の建築住宅課の住宅管理費について質問させてもらって、現状の公営住宅の総量が非常に多い。ここを長寿命化計画に基づいて、今後、どれぐらいのスパンで見直していくのが非常に重要

なところなのではないか、あとまた弾力的な活用を実行して、今現状の使用料の収入以上を出していけるような形、修繕にもかなりお金がかかっている状態ですので、そういうところの見直しを早急にしてほしいところと、あと、住宅使用料の滞納の部分の金額が非常に大きい、ここの改善を図る必要があると感じました。

○委員（渡邊圭章君）

先ほど藤田委員からもお話ありましたけども、この公立学校の在り方についてなんですけど、今年度2校の廃校というものがありませんでした。また、今後、小規模校、1桁台の中山間地の学校は複数ある中で、これになるまでに多分、以前、前段階から分かっていることを今ここまで引き延ばしてしまっていたという形があるのかなと思っております。執行部のほうは本年度中にその考え方をまとめるということが言われてましたけども、そこには子どもたちがいるということを理解して、まだまだやはり経費の部分といいますか、そこにかかる費用なんかもやはりその分かかってくることですね、早急にここは市として対応していかなければいけないのではないかなということをつけ加えていただければなと思います。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

私は議案第31号、令和8年度霧島市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。反対の第1の理由は、所得の少ない世帯の児童や生徒を対象に行われている就学援助の削減についてです。要保護、準要保護世帯の児童生徒に対する就学援助は、この間、予算の削減が続いております。これまで生活保護世帯の所得の1.2倍以下の世帯の児童、生徒に対して学用品費や修学旅行費など、学業に必要な費用を支援してきましたが、2022年度にこの制度を後退させ、社会保険料などの控除後の所得を対象にしております。その結果、小学校では、令和6年度との比較で582万1,000円、中学校でも852万9,000円減額となっております。これは、義務教育は無償のもとで進められている就学援助制度の大きな後退と言えます。第2は、部落解放同盟単人支部に対する補助金92万円についてです。同和地域を対象とした地域改善対策特別措置法は既に2002年に失効しております。この事業を継続させることは、社会的に解決している部落問題を掘り起こし、固定化させることにつながります。住民との間に新たな垣根や差別、逆差別を生み、同和問題の解決に逆行するものです。以上討論といたします。

○委員長（植山太介君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（久保史睦君）

私は公明党霧島市議団を代表し、議案第31号、令和8年度霧島市一般会計予算に賛成の立場を明確にし討論に参加します。令和8年度の一般会計予算は持続可能な健全財政の確立をはじめとする4項目の基本的な考え方のもと、第2次霧島市総合計画を踏まえ、喫緊の課題に的確に対処するための事業などを盛り込み、前年度比123億8,000万円、15.3%の減となる総額682億8,004万円、過去3番目に大きな予算となっております。市債の令和8年度末における現在高は令和7年度末と比較し約42億8,000万円減少し、519億6,000万円となる見込み、また、財政調整基金の残高は令和7年度末と比較し約24億2,000万円減少し、約45億9,000万円となる見込みとなっております。内容について、国の施策に基づき実施する関連事業をはじめ、重層的支援体制整備事業の実施や子ども基金積立て事業、小中学校の施設環境整備事業などの大型予算、さらには継続しての総合治水

対策事業や、霧島市立医師会医療センター施設整備事業など、市民の暮らしや生活、経済活動等への幅広く効果的な予算編成となっております。また、鹿児島茶産地力向上条件整備事業や結婚新生活支援事業、不妊治療費助成事業などの新規の予算化については高く評価しているところであります。さらには、財政健全化や自治体DXの推進のための経費、物価高騰対策支援事業、移住定住促進補助事業、地域福祉計画策定業務、鳥獣被害対策実践事業などを含め、地域性や市民生活に直結した適切な予算編成がなされていると考えることから、以上のことから議案第31号は可決すべきと申し上げ、討論を終わります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者9名で、起立者多数と認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第32号 令和8年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第32号、令和8年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

議案第32号、令和8年度霧島市国民健康保険特別会計について、反対の立場から討論いたします。本予算は、子ども子育て支援法の成立を受けて、子ども子育て支援金分、現年度課税分として歳入において4,551万2,000円、歳出において6,132万3,000円が計上されております。子ども子育て支援法は、子育て世帯への必要な施策が盛り込まれておりますが、その財源を国民健康保険税や後期高齢者保険料などの社会保険料に上乗せして求めているという問題があります。本来、子ども子育てを支援するための財源は全額を国費で賄わなければならないものです。今回の子ども子育て支援制度による改定は、子育てに必要な財源を公費による負担は可能な限り削減する一方で、社会保障費は削減し、国民負担によって確保するという新たな仕組みをつくることに重大な問題があります。子育て支援を理由にした新たな国民負担の増加は許されません。そもそも医療費保険は病気にかかったときなどの健康リスクに備えた保険料であり、少子化対策の理由にすること自体が目的を逸脱したものであることを指摘し、討論といたします。

○委員長（植山太介君）

次に原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（藤田直仁君）

私は、議案第32号、令和8年度霧島市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場を明確にして討論します。御承知のとおり、国保の運営については、平成30年度から財政系財政運営の責任主体である県と市が共同する形でなされております。このような中、国において、都道府県単位で医療単位で保険税統一の方針を受け、本県でも県内保険税の統一に向けたロードマップ案が示され、

令和9年度から2次医療圏ごとに、保険税統一に向けた取組等が進められることになっています。令和8年4月より公的医療保険に上乘せして、子ども子育て支援金を徴収し、新たな制度が開始されることにより、本市においても、国民保険税に追加して賦課徴収することに対し、様々な御意見を頂いていることは承知しております。このような中、国保特有の加入者の高齢化に加え、低所得者も多く、決して体力があると言えない状況にあり、保険給付については年々増加していることを考えますと、今後の国保財政はますます厳しくなっていくと思います。そのためには、より一層の収納対策の展開、医療費の適正化、健康予防対策などをはじめ、今後も引き続き、国にも支援を求め、求めていくことが必要だと思えます。令和8年度の予算総額、歳入歳出それぞれ143億7,767万1,000円の計上については、1日人間ドック助成や特定健康診査事業、特定保健指導事業などをはじめ、国保加入者が安心して必要なときに必要な医療ができるため、いろいろな事業が見込まれております。今後も安定し、持続可能な国保運営をするために、本市の状況を分析し、編成された予算になっていると考え、議案第32条は可決すべきものと申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第33号 令和8年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第33号、令和8年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

議案第33号、令和8年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度の保険料は2年に一度改定が行われます。予算書を見ますと、今回の改定で、前年度と比較して24.5%も保険料が増えております。1人当たりにかかる保険料について、均等割の変更前は5万9,900円でしたが、6万9,800円へと9,900円も引き上げられ、保険料の賦課限度額は80万円から85万円へと引き上げられた結果です。そればかりではなく、所得割の子ども子育て支援分も0.25%新設され、負担が増えております。皆さんは若い頃一生懸命働き、社会保険料を納め続けてきた方が多数だと思います。子育て支援を高齢者に押しつけるのではなく、年を重ねて病気にかかりやすい高齢者になったときに、安心して老後を過ごすことができる仕組みは国の責任として取り組むべきです。病気にかかりやすい高齢者の負担を増やすのは間違っています。以上のことから反対の討論と致します。

○委員長（植山太介君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（久保史睦君）

私は公明党霧島市議団を代表し、議案第 33 号、令和 8 年度後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場を明確にし、討論に参加します。令和 8 年度の予算総額 23 億 8,225 万 2,000 円となっております。その財源となる保険料については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに改定を行っており、令和 8 年度からの 2 か年度は、所得割率が 11.72%、均等割額が 6 万 9,800 円、賦課限度額が 85 万円となっております。また、子ども子育て支援金制度の開始に伴い、後期高齢者医療保険料に加算される形で賦課徴収が開始をされます。所得割率が 0.25%、均等割額が 1,400 円、賦課限度額が 2 万 1,000 円となっております。この事業により加算はされますが、将来を見据え、全世代における持続可能な社会保障制度の在り方、維持についても考えなければならないときに来ていると認識をしております。同時に、所得による軽減について、被保険者の負担軽減がしっかり図られていると判断を致します。また、本予算においても、健康診査事業や訪問指導事業などを中心に、被保険者の健康維持や医療の適正化にも重点を置いた、予算編成がなされており、被保険者の方々にとっては大切な医療制度となっております。したがって、制度の安定的な運営のためにも議案第 33 号は可決すべきと申し上げ、討論を終わります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 33 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者 9 名で、起立多数と認めます。したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第 34 号 令和 8 年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 34 号、令和 8 年度霧島市介護保険特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

議案第 34 号、令和 8 年度霧島市介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。第 9 期介護保険事業で、本年 5 月の出納閉鎖時の基金残高は 16 億 1,000 万円と報告があります。65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料は、2026 年度 22 億 4,941 万 7,000 円です。介護保険料は 13 段階の所得で保険料が決められていますが、その 64.7%は本人非課税の所得の少ない高齢者で占められております。第 9 期介護保険事業では 6 億円の基金を取り崩す計画で保険料を決定しておりますが、結果的には基金は増えております。16 億 1,000 万円の基金残高は余りにも多く、次年度計画において、介護保険料の引下げや、高齢者の皆さんが住みなれたまちで安心して老後を過ごすことができる取組に生かすべきであると指摘を致しまして、討論と致します。

○委員長（植山太介君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（久保史睦君）

私は公明党霧島市議団を代表し、議案第 34 号、令和 8 年度霧島市介護保険特別会計予算について、

賛成の立場を明確にし、討論いたします。令和8年度予算は、令和6年度から8年度を計画期間とする新たな第10期高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に掲げる四つの基本政策に向けた取組を推進するために要する経費として、予算総額117億2,777万9,000円が計上されています。介護保険事業は、誰もが支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし開始されました。本市においても、認知症施策をはじめ、介護予防事業費や生活支援サービス、地域ケア会議推進事業など、住み慣れた地域で安心して生活するために必要な事業計画、運営がなされています。高齢化社会に向け安定した社会保障の充実は必要不可欠であり、今後も持続可能な事業運営に当たり、基金の取崩しは慎重に検討を続けなければなりません。誰もがいつまでも元気で安心して生活を送ることのできる環境を望むことは当然の理であります。高齢者のフレイル予防をはじめとする健康寿命の延伸への取組や訪問指導事業等についても、健康を維持していく上で欠かすことのできない重要な事業であり、持続可能な安定した事業形態、医療制度の運営として継続していかなければなりません。このような理由から、今回の議案は可決すべきものであることを申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第34号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第35号 令和8年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第35号、令和8年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第35号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第35号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第36号 令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第36号、令和8年度霧島市温泉供給特別会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 36 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第37号 令和8年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 37 号、令和 8 年度霧島市水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許可します。

○委員（渡邊理慧君）

議案第 37 号、令和 8 年度霧島市水道事業会計予算について、反対の立場から討論を致します。今、物価高騰が続く中で、以前より生活が厳しくなったと多くの市民が答えております。この市民生活への支援として、国は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金への補助を行うことを可能とし、市民生活への影響を緩和する政策を進めており、お隣の始良市では、水道料金の基本料金を減免する取組を進めています。このような中で、霧島市は水道料金引上げ計画を進め、令和 8 年度 10 月から 23.21%の引上げを行う条例を本市議会に提出しています。本予算は、この計画を受けて提出をされております。この計画に対して市民からは、計画の中止を求める陳情書も提出されています。その中で、霧島市の水道事業の内部留保資金が枯渇するのは 2028 年度で、今年値上げしないといけない理由はない、市民の合意形成が図られていないとの声を寄せております。物価高騰が続くこの時期の日々の生活に欠くことができない水道料金引上げは、中止をすべきという立場で討論と致します。

○委員長（植山太介君）

そろそろ 5 時を過ぎますが、このまま議案処理を続けます。次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（山口仁美君）

私は、議案第 37 号、令和 8 年度霧島市水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。全国的に漏水や水道施設の老朽化というのが社会問題になる中、台明寺配水池をはじめとする水道施設の整備事業だけでなく、老朽管の布設替、衛星を活用した漏水検知調査など、効率的に課題を克服するための事業を予定されていると理解をしております。現在、市の水道料金については値上げが予定されておりますけれども、現行料金では数年内に資金不足に陥る危機的な状況であり、独立採算の原則のもと、本市にとって蛇口をひねれば水が出るという当たり前の状況を維持するために、適切な料金による運営を予定する本予算については、適切な予算であると考えます。議員諸氏の御賛同を求めて私の賛成討論と致します。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

○委員（藤田直仁君）

私は、議案第 37 号、令和 8 年度霧島市水道事業会計予算について、賛成の立場を明確にして討論

します。本予算案は、独立採算制を堅持しつつ、市民の命を支える水の安定供給と、経営効率化を高度に両立させたものです。強靱な水道インフラの整備として、台明寺排水区の基幹管路整備や、（仮称）宇都良配水池の建設を計画的に進めており、災害に強い供給体制の構築を高く評価しております。また、DXによる管理の高度化とコスト削減として、衛星画像やAIを用いた管路診断、漏水調査を新規導入しています。最新技術の漏水を早期発見、修繕することで、重大事故を防ぐとともに、無駄な経費を省き、市民負担の抑制につなげる先進的な取組です。また、将来を見据えた経営基盤の強化として、令和10年度の工業用水及び簡易水道事業の統合に向けた準備を円滑に進めており、持続可能な水道経営に向けた責任ある編成となっています。このような理由から、今回の議案第37号は可決すべきものであると申し上げ、私の賛成討論を終わります。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第37号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第38号 令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第38号、令和8年度霧島市工業用水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第38号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第38号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第39号 令和8年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第39号、令和8年度霧島市下水道事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（野村和人君）

高千穂地区の下水道事業について、長期的視点で予測を含めた施設整備をしっかりと考えていただきたいと考え、申し添えさせていただきたいと思っております。全体の排水戸数は1万8,885戸のうち、高千穂地区は692戸で、これまでも大きく減少している事実が判明いたしました。令和8年度も多くの施設整備、施設の維持工事が計画されております。しっかりとこれからを見据えて中長期的視点でこの下水道を維持していくのか、または浄化槽への切替えしていくのかなども含めて検討して

いただきたいと申し添えておきます。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 39 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第40号 令和8年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（植山太介君）

次に、議案第 40 号、令和 8 年度霧島市病院事業会計予算について、委員間討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（野村和人君）

補正予算のときもちょっと申し添えましたけれども、医療センターは改めて地域医療を守るための重要な施設で、公立病院としての役割は大きいものと認識しています。ただ、これまでも数年にわたり赤字経営であるということで、令和 7 年度を含めて 50 億 9,861 万 8,000 円もの一般財源を投入されてきました。答弁で、他の公立病院と比べて人件費は高いものの、現場で勤務されている方々の人件費が低いというような答弁もございました。この方々が退職されたりして、人手不足などになって病院経営がなりたたなくなったりというようなことがあったり、またそういうことを含めて、持続可能でなければ、本末転倒だと考えます。改めて、地域医療を守るために持続可能な公立病院となるように留意していただきたいと申し添えておきます。

○委員長（植山太介君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員間討議を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第 40 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案 10 件の議案処理を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 5時06分」

---

「再開 午後 5時17分」

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（植山太介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（山口仁美君）

議案第 31 号の霧島市一般会計予算について、会計年度任用職員の件でございますけれども、状況に応じて調整できるようなお話も答弁の中では頂いておりますけれども、現段階ではこの一般会計予算の中ではこの 45 分のカットの影響については調整がなされていない状況でございますので、これは執行に当たっては、住民の方々に影響がないように、留意をしていただきたいということと、それからフルタイム化すべき業種、代替性のない業種や専門職等がいらっしゃれば、今一度、検討すべきということを申し添えていただきたいと思います。

○委員（久保史睦君）

同じく議案第 31 号、一般会計予算について 2 点ございます。まず 1 点目が、今回新しく始まります重層的支援体制整備事業におきまして、これはまず最初に申し上げたいことは、今回、取り上げていただいたことに対しては高く評価をしています。もう一点は、この事業は、専門職、そしてまたコーディネーター、様々な分野の部署がお互いに横の連携を取り合って取り組んで、より一層効果を出してくる事業であると認識しております。そういった意味でも、より一層の横の連携をしっかりとっていただきたいと思いますということを付け加えていただきたいと思います。もう一点は、今回、学校給食費に係る議論が交わされました。その中で、今回の内容的なものも踏まえて、学校給食費が無償化になるという考え方ではなく、学校給食費に係る保護者負担がなくなるという部分についての解釈になりますので、その点につきましては、また委員長のほうで教育委員会としっかり確認をして、周知広報ができないかということ、検討を踏まえた上で、委員長報告に付け加えていただきたいと思います。

○委員（野村和人君）

議案第 39 号の令和 8 年度霧島市下水道事業会計予算について、委員長報告に付け加えていただきたいと思います。高千穂地区の下水道の排水戸数については、現在が 692 戸ということでございましたが、これまでも大きく減少していることが判明いたしました。これからもしっかりと予測を含めて、中長期的視点で、この下水道を維持していくのか、しっかり御検討いただきたいと思います。

○委員長（植山太介君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任頂けますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了いたしました。以上をもちまして、予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 5 時 2 2 分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長